

第一百三十二回
參議院大藏委員會會議

平成七年五月二十三日(火曜日)

午前十時一分開会

五月二十二日 委員の異動

補欠選任
及川 一夫君
門口書
鈴木 和美君
谷田 美吉

五月十三日 辞任
人保 補欠選任

出席者は左のとおり。

理事

竹口 橋崎 泰昌君
志苦 裕君

委員

上杉	光弘君	片山虎之助君	須藤良太郎君	堀	久保	利和君	満治君	猪熊	寺崎	野末	池田
用	指掌課長	農林水產省經濟	郵政省簡易保險	局經營計劃課長	小林	利夫君	米田	實君	藤岡	道博君	福山
生	金局道	局農業協同組合	郵政省簡易保險	郵政省簡易保險	鈴木	康君	圭君	君	君	君	圭君
存	局長	局業務課長	郵政省簡易保險	局資本運用企画	堀	久保	利和君	満治君	猪熊	寺崎	野末
售	課長	郵政省簡易保險	郵政省簡易保險	郵政省簡易保險	久保	利和君	満治君	猪熊	寺崎	野末	池田
付	○保	業法案(内閣提出、衆議院送付)	○保	業法案(内閣提出、衆議院送付)	付	付	付	付	付	付	付
付	○保	業法案の施行に伴う関係法律の整備等に關す	○保	業法案の施行に伴う関係法律の整備等に關す	付	付	付	付	付	付	付
付	○法	律案(内閣提出、衆議院送付)	○法	律案(内閣提出、衆議院送付)	付	付	付	付	付	付	付
付	案(内	閣提出、衆議院送付)	案(内	閣提出、衆議院送付)	付	付	付	付	付	付	付
付	閣提	出、衆議院送付)	閣提	出、衆議院送付)	付	付	付	付	付	付	付
付	出、衆	議院送付)	出、衆	議院送付)	付	付	付	付	付	付	付
付	議院送	付)	議院送	付)	付	付	付	付	付	付	付
付	付)				付	付	付	付	付	付	付

○ 本日の会議に付した案件
○ 保険業法案(内閣提出、衆議院送付)
○ 保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

今回は、昭和十四年に制定をされた現行の保険業法を全面改正するということで御提案をいたしているわけですけれども、金融の自由化、国際化あるいは保険業法のさらなる健全性の確保等々の観点からこの法律案が提出されたというべつに思いますが、大蔵大臣は、この保険業法の大改正、抜本改正についてどのような意義を持つているとお考えになっているか、お聞かせを願いたいと思います。

○國務大臣（武村正義君） 今回の改革の柱は三つございまして、一つは規制緩和、自由化の推進でありますし、一つは健全性の維持ということでありますし、もう一つは公正な事業運営の確保、こういうふうに整理をいたしているところでござります。

具体的な内容については、まず規制緩和、自由化につきましては、生損保の相互参入を認めるということや、商品、料率について認可制から届け出制を導入するということや、あるいはプロードカード制度を導入するとか、こういうことがござります。

○委員長(西田吉宏君) 保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。
両案の趣旨説明は前回聴取しておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(西田吉宏君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨二十二日、谷畠孝君及び鈴木和美君が委員を
辞任され、その補欠として堀利和君及び及川一夫
君がそれぞれ選任されました。

○ 横崎泰昌君 ただいまの大蔵大臣の御説明で自己化ということ、恐らく保険業法改正の最大の柱は、そのうちの生損保の子会社による相互参入であるというぐあいに思つております。

諸外国では既に子会社方式による相互参入方式が何十年前から確立されていましたといふぐあいに承つておりますが、保険審議会ではさらに保険と銀行、証券との相互参入を目指していとも伺つております。今回の法律案ではそのところは見送られているわけですけれども、その理由あるいは背景といふものはいかがなものでございましょうか。

○ 政府委員(山口公生君) わたし申上げます。

保険と銀行、証券の相互参入につきましては、平成四年の保険審議会答申におきましては、御指摘のように、相互に「参入できるよう」にすることが適当である。とされておりましたが、昨年六月の保険審議会報告におきましては、「改革の実点から、新しい保険制度への移行によって混亂が

また健全性の維持では、自己資本比率基準を導入するとか、あるいは基金を設けるとか、保険代理人制度を拡充するというふうなことが主な柱でござります。

公正な事業運営という点では、少数社員権の行使要件の緩和などの相互会社における経営チャレンジ機能の強化、あるいはディスクロージャーについての規定を設ける、こんなことが主な内容でございます。

いずれにしましても、生損保とともに、この新しい保険業法が成立しますれば、こういうさまざま的な新しい仕組みを消化いただきながら積極的に再出発をいただく、より一層国民の幅広い御期待にこたえていただこうとすることが趣旨でございま

生じ契約者等の保護に重大な影響を与えることのないよう漸進的かつ段階的に進める必要がある。」こと、さらに、「まず、子会社方式による生・損保の相互乗り入れを含む保険制度の自由化を進めることが肝要であり、その定着を見極めた後に子会社方式による他業態への進出も含めた制度改革が完了するよう、段階的に行うべきであるとされておりまして、これを踏まえたものでござります。

したがいまして、保険と銀行、証券との相互参入につきましては、生損保の相互乗り入れ等の保険制度改革の定着、及び現在実施しておりますごく一部の保険制度改正の段階的な実現を目指すことをめざす

せていただきたいというふうに考へてゐる次第でございます。

お話をありがとうございますが、この時期は、今おっしゃつたように、十分これから業界の状況等を見きわめた上でさらに前進をさせていくことを望むわけでござります。

願いたいと思います。
○政府委員(山口公生君) まずアメリカの例で申し上げますと、例えば米国のニューヨーク州では、ニューヨーク州保険法におきまして、競争政策上問題がある場合には保険会社の取締役について兼業制限が課されておりますほか、いわゆるアームズ・レンジス・ルールとして、保険会社とその兄弟会社、子会社との間では取引の条件、費用等が公正でなければならぬ旨規定されておるわけでござります。
今回の生損保の我が国における相互参入に伴い

ますファイアーオールにつきましては、同じように、法律上はいわゆるアームズ・レンジス・ルールと省令委任規定を設けております。省令以下のファイアーオールの詳細につきましては、生損保からの場合は同じく保険であるということから、銀行、証券の間におけるファイアーオールのような利益相反等といった問題が起こりにくいということ、及び親子間の経営資源の有効活用という観点からのクロスマーケティングの趣旨を尊重する必要があるということを踏まえつつ、他方、子会社である以上は親会社からある程度独立していることが必要であると考えられること、及び生損保兼當禁止の趣旨を配慮しながら、現在の両業界の実態も十分勘案して定めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○檣崎泰昌君 今言われましたけれども、銀行、証券との相互乗り入れのように、利害が相互に矛盾するというような側面は生損保の相互乗り入れについて余りないということをごぞいますから、できる限り企業の自由を尊重するというような意味においてファイアーオールはアメリカにおいても制限が非常に緩やかになつていているように伺っておりますので、その点について実行上やつていただきたいということが一つでございます。

それからもう一つは、今、部長が言及されましたけれども、クロスマーケティングの問題であります。アメリカ等においては、子会社で相互参入をした場合に、親会社の販売網を子会社がダブルでクロスマーケティングとして使えるというような方法が、ブルデン・シヤルドとかアメリカの保険会社等々を見ましてもそのようになっておるようになります。クロスマーケティングについてどのように今この業法ではお考えになつていますか。

○政府委員(山口公生君) 生損保のクロスマーケティング、つまり募集の段階での親会社の経営資源を子会社が利用するという話は、別の側面からいいますと、生命保険で今とつております一社専属制の緩和をどう進めるかということと深く関係が出てくるわけでございます。

生命保険募集人の一社専属制は、過去、非常に生命保険の募集が困難をきわめたという反省から、募集人の教育徹底、募集人の行為につき責任を負うべき会社を明確にするということから、契約者保護の観点から現在定められているわけでございます。

今回御審議をお願いしております法案におきましても、原則はこれを維持するわけでございますけれども、今先生のおっしゃいましたクロスマーケティングの観点というものも一方で大切になるわけでございます。それは、生損保の相互乗り入れやそれにそそうが今回実現するわけでございますゆえにそそういった問題が生じるわけでございます。

一方、現在におきましても、利用者の立場からいいますと、募集人が複数の会社の商品を扱えないことから利用者の商品選択の幅が制限されていいのではないかとか、あるいは既存の販売チャネルの多様化、効率化が図られにくいのではないか、それから、今おっしゃいましたクロスマーケティングを進めるに当たっての障害となるのではないか等の問題点がありまして、商品特性に応じた販売チャネルの多様化、効率化は、別の意味、すなわち利用者の立場からいいましても必要なものとなっているわけでございます。

したがって、この一社専属制の範囲につきましては、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合として政令で定める場合は緩和するというふうにさせていただきたいと思っておりまして、この具体的なイメージとしましては、保険募集に係る業務等に関して十分な専門的知識及び経験を有していること、保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行するに必要な人的構成を有していることと、さらにクロスマーケティングの視点から、親会社がバックアップしている当該代理店が生保代理店としての適正な業務遂行能力を有していることなどを考慮しつつ、現在その検討を進めているところでございます。

今、先生御指摘のありましたクロスマーケティングの観点については、そういった観点から有効性について、保険会社がバックアップしている当該代理店が生保代理店としての適正な業務遂行能力を有していることなどを考慮しつつ、現在その検討を進めています。

に活用できるように配慮したいと思っておるわけ
でございます。

○橋崎泰昌君 御答弁はそれでそういうことなんですね。

かなとうぐあいに思いますが、実は実行の話な
どです。

クロスマーケティングについて申し上げます
と、今、損保が代理店を使って御商売をなさって
おられる。それを今度は損保の子会社が生命保険
をおやりになって、それを一緒に売りになる。
そこまではクロスマーケティングでいいんですけど
れども、それをさらに、従来は代理店と親会社との間の関係は兼職を許さないとかそういうような
ことがございました。もしこの問題を徹底させて
いくならば、親会社と子会社の兼職を許すとか、
そういうやうやくにして自由に販売活動ができるよ
うに持っていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○政府委員(山口公生君) 保険募集に直接関係する者につきまして、クロスマーケティングの観点から、親子間で職員の地位を兼任するということとも一定範囲内ではやむを得ない事情があろうかと思
います。

ただ、いろいろ子会社の独立性という観点もあ
りますので、むやみにすべて兼任でいいというものでもないということがございますので、その辺を総合的に勘案して定めてまいりたいというふうに考えております。

○橋崎泰昌君 問題は、その総合的に勘案してといふ言葉をいつも聞かされて、実際はそうであ
かつたりする例が多いわけですから、私は、やっぱり保険業界が相当潤達にその業務を遂行で
きるよう、一定の範囲内というはある意味ではいろんな弊害もありますから、やむを得ないと
は思いますが、それを十分拡張して物事を考
えていただきたいということが一つでございま
す。

さらにもう一つは、一社専属制の話が政令で例
外規定が設けられるということになつてゐるよう
でされども、一社専属制というのは、先ほど書

われましたように、ある時期に複数社をやっておられたんで大変な弊害が起つたというような事態がござりますけれども、現時点においてはそのような弊害は余りないようと考えているんです。昔あつたからティミッドになるという事ではなくて、十分要件を明らかにし、先ほど大蔵省の言われた要件というのは通常の要件ですから大抵の人はパスするはずだというふうに思つておりますから、一社専属の例外規定については十分これも拡大して物を考えいただきたいと思いますが、いかがでしようか。

○政府委員(山口公生君) 一社専属の緩和につきましては先ほど申し上げさせていただきましたが、ただ、生命保険の商品は御承知のように大変複雑になっておりまして、募集人の教育というのは相変わらずしっかりと、一社専属制の持つよきというのは生かしながら検討してまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

○橋崎泰昌君 十分な専門的知識ということがもちろんあれになるんですけども、問題は、その十分な専門的知識というものを厳しくするか緩くするかでまるっきり違つてしまふんですね。そればかりじゃなくて、クロスマーケティングを考える上からいうと、やはり余り厳格に物事を取り扱つていくとおかしなことになっちゃうんで、教育とクロスマーケティング、それから一社、一社の問題ですね、それとは別の話であろうというぐあいに私は考えているところでございます。運用について十分配慮して行うということを御言明願いたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 教育の問題は、一社、三社となつた場合も確かにシステムがきっちりとられればそれは遺漏なきを期することができますけれども、一社専属制で、ある特定の会社が全責任を持つてやっているというのが現状でございまして、それが一社、三社あるいは四社となつたときに、だれが責任を持ってきちっと教

のを分子に持つてゐるわけでござります。分母には、引き受けている保険に係る保険事故の発生その他他の理由により発生し得る危険、リスクであつて、通常の予測を超えるものに相当するものを分母に持つてくるということとござります。

わせたものにどれくらい自分の会社が余裕を持っているか、支払いの余力があるかというのが出てくるわけでございます。それをソルベンシーマージンという呼び方をさせていただいておるわけでございます。ちょっと詳しくなって恐縮でございます。

○橋崎泰昌君 省令を公表するということを考えておるわけでござります。

もちろんやったことはありませんし、おっしゃるよう
に保険会社が最終的に責任を負わないというこ
とになると、プロ一カーナーになる方が全責任を負つ
て賠償責任もそこで履行するということになると
思います。

○橋本泰昌君 ソルベンシーマージン、支払い余力とでも訳すのでしょうか、それを政令に全部委託されたと。

支払いリスクとして、危険保険金の〇・六パーセントなど、保険数理上の確率論をベースに各リスクを定量化するわけでございます。通常の死亡率でありますとその心配が要りませんが、場合によつてはそれを超える死亡率が出てくるかもしれないということで、そういう予測を超えたリスクが発生するではないかということで余裕を見てリスクとして認識するわけでございます。

今、部長がるる御説明いたいたように、一つは、保険のリスクが保険数理で計算をしておるけれどもそのとおりいかないかもしない、もつとも保険リスクが大きくなつてくるかもしないといふことが一つ。それから、支払い責任準備というべきものがあるけれども、実はその資産の内容が、例えば外貨債を持つてるとか株式を持つてているとか土地を持っているとかいうことで、がたがた動いてくるかもしれない。したがつて、その変動に対してどれだけ別途支払い余力を持つているかということがソルベンシーマージンであるといふやうに、部長は正確に言われたかも知れなかけれども、私は非常に大ざっぱに言うとそういうことであろうというやうに思うのです。

計算方式というのを確立していくのでございまますか。

による元本が回収されないリスクとしての信用リリスク、その他オフバランス取引に係るリスク及び関連会社への投資に係るリスクとして、それぞれ過去の保険会社の実績及び調査機関の統計をベースにそのリスクを定量化した上で、そのリファーベース相当額を分母として足し合わせるわけでござります。

○政府委員(山口公生君) 実は、確率論あるいは統計学の手法を用いて、保険料の算定や被保険者の選択等を分析するためのデータとして、調査機関の統計等をベースにリスクを定量化していくわけですが、何せ今回新しく導入される制度でございまして、今、保険会社に試行していただきまして、その結果を検証する必要がございます。

それで、この法律を通していただきますと、施行のときにはもちろん間に合わせる必要があるわけですが、そのときには確定いたしまして

○政府委員(山口公生君)

（） 実は、確率論あるいは

調査機関の統計等をベースにリスクを定量化しているわけでございますが、何せ今回新しく導入する制度でございまして、今、保険会社に試行していただきまして、その結果を検証する必要がございます。

それで、この法律を通していただきますと、施

行のときにはもちろん間に合わせる必要があるわ

けでございます。そのときには確定いたしまして

卷之三

卷之三

卷之三

第五部

を、金融機関の預金保険機構のようなことを想定されて救済のための基金をつくるうとということであるうかと思ひますけれども、実は預金保険機構は破綻した後にペイオフをやるというようなのが主たる任務で、主たる任務というけれども、現実にはペイオフをやってないんですからそういう任務を果たしていない、それに類似するようなものを事前に保険機構で救済していくという機能を果たしておられるわけですが、この保護基金というものは保険機構と比べてどういうところが違つております。

○政府委員(山口公生君) 保護基金は民法三十四条に基づいて設立される公益法人でございまして、ペイオフ等を予定しておるわけじゃございませんで、破綻保険会社の保険契約を包括移転したり、あるいは合併、子会社等で救済するような場合に、その救済する方の保険会社に資金援助をやるということです。

○横崎泰昌君 これは保険審議会の報告でも、支払い保証等の機能を持つ安全ネットとという表現で、将来的にはペイオフ的なものを考慮すべきであるというぐらいに答申をされているように聞いております。

私は、どうせおつくりになるならそのようなもののもここでイメージされてよかつたんじやないかといふふうに思ひますが、いかがですか。

○政府委員(山口公生君) 支払い保証基金、預金保険機構的な組織で考えてみた場合、例えば保障型の保険と年金のような保険とを同列で扱つていののかどうかというような問題があります。それから、どの程度で線を引けばいいのか。それから、払い戻しを希望する人と保険の継続を希望する人と両方あるわけございますが、そういったものをどういうふうに扱うのかというような問題がござります。

○横崎泰昌君 これはどちらあるし、団体保険もあるし、それから希望者も、払い戻しがいいという人もいるし契約継続がいいという人もいるし、非常に千差万別で、その辺をよく詰めなきゃいけないという問題があります。

それから、倒産法上の枠組みとの整合性、契約者、一般債権者等との利害の調整等、やはり保険審議会でも指摘されておりますが、かなり慎重に検討すべき困難な問題が数多くありますので、今ここに間に合わせるということができない状況でございます。

ただ、この法律を施行させていただきますと、そういうたもう一つのセーフティーネットというものを早急に検討したいというふうに思つておりますが、まして、そういう形での検討を進めていく中でセーフティーネットのあり方というものをより明確なものにしていきたいというふうに思つております。

○横崎泰昌君 いずれにしても、こういう基金をつくって保険者に対する安心を、金融機関でいえば金融秩序の維持ですね、そういうようなことが図られるのはもちろん必要であるというふうに思つています。

(委員長退席、理事竹山裕君着席)

○横崎泰昌君 初めに、公的法人という話もありましたけれども、どうも行政整理といふふうなことで、行革といふふうなことがあって、むしろ公的法人じゃなくいふふうなことがあって、厚生省の方々が、現時点

でこういう提案がなされていますので、ぜひこれを有効に活動させていただきたいと思いますが、これはどれくらいの規模のことを考え、資金はいつごろ払ひ込むということを考えていらっしゃる

の議論が行われていると思いますが、その状況をお話し願えませんでしょうか。

○説明員(渡辺芳樹君) お答えさせていただきま

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行つことを基本的な姿として検討していただております。

○横崎泰昌君 資金の払い込みは事前ですか、事後ですか。

○政府委員(山口公生君) 一応、事前、事後、事前事後の併用といろいろなケースがござりますが、外因の例等は事後のケースが多いということです、そういうことを勘案しながら検討されている最中でございます。

○横崎泰昌君 原則的に、公的法人じゃないから入らないわけですね、公的法人じゃないから。

○政府委員(山口公生君) もちろん、加入するしないというのは設立時からはっきりさせていただ

くわけでございますが、仮に事後にあります

も、その間、各社から有価証券を基金に預託させておくというふうなことでその実効性を担保する

ということを考えておられるようございます。

○横崎泰昌君 厚生省の方々が、来ておられますか。

○政府委員(山口公生君) はい、厚生省の方々が、

保険業法の周辺の問題をこれから幾つか議論して

いきたいというふうに思ひます。

最初に、新聞報道によれば、「介護」サービスを「元化」社会保険制度再編、新たな柱に」とい

うことと介護保険について報道をされておりま

す。二十一世紀の高齢化社会に向けて、現在、公

的介護というのをどうするか。それについて公的

な保険を導入しなきゃいけないんだということを議論していただいています。

いずれにしても、高齢化社会で介護ということ

が非常に重要な問題になっていることは間違いないですけれども、厚生省では審議会でこ

そろばんの規模につきましては、各社の負担能力、

制度の実効性などを勘案しつつ、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討していただております。

○政府委員(山口公生君) 現在保険業界において

検討を進めていただいておりますが、内容的に申

し上げますと、生保業界、損保業界それぞれに一

額までペイオフという比較的すつきりした形が

とりやすいのでございますが、保険の場合は非常

に複雑でございまして、死亡保険もあれば年金も

あるし、個人保険もあるし団体保険もあるし、そ

れから希望者も、払い戻しがいいという人もいる

し契約継続がいいという人もいるし、非常に千差

万別で、その辺をよく詰めなきゃいけないという問題があります。

それから、倒産法上の枠組みとの整合性、契

約者、一般債権者等との利害の調整等、やはり保

険審議会でも指摘されておりますが、かなり慎重

に検討すべき困難な問題が数多くありますので、

今ここに間に合わせるということができない状況でございます。

ただ、この法律を施行させていただきますと、

そういうたもう一つのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、国民の老後生活の最大の不安要因として各

種調査でも掲げられておるわけでございます。そ

れぞれにせよ、さらに具体的な詰めが進められ

ています。

ただ、この法律を施行させていただきますと、

そういうたもう一つのセーフティーネットとい

うものを早急に検討したいというふうに思つており

ます。そこで、そういう形での検討を進めていく中で、

セーフティーネットのあり方というものをより明確

なものにしていきたいというふうに思つており

ます。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、国民の老後生活の最大の不安要因として各

種調査でも掲げられておるわけでございます。そ

れぞれにせよ、さらに具体的な詰めが進められ

ています。

ただ、この法律を施行させていただきますと、

そういうたもう一つのセーフティーネットとい

うものを早急に検討したいというふうに思つており

ます。そこで、そういう形での検討を進めていく中で、

セーフティーネットのあり方というものをより明確

なものにしていきたいというふうに思つており

ます。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億円を二つの

たたき台として御検討いただいておると聞いてお

ります。運営につきましては、生保協会、損保協

会で業務を行うことを基本的な姿として検討して

いただております。

○横崎泰昌君 まず、いつのセーフティーネットとい

うものを見つけておりますが、かなり慎重に

検討を進めておりますので、その結果は、各社の負

担能力、生命保険業界では一千億円、損害保険業界では三百億

おるわけでございますが、関係する分野あるいは制度等が大変多岐にわたると思うのでございまして、現段階では、この七回の審議の中で、新しい公的介護システムの基本的な考え方、あるいはその利用の仕組み、あるいは介護サービスの範囲などを議論していくだいしている状況でござります。

それらを踏まえて、今後そうしたものを財政的にどのよう支えていくかというような御議論でも進むことが予想されるわけでございますが、全体として、こうした新しい高齢者介護サービスの仕組みについて、この国民的課題にどのような具体案でこたえていくかという点につきましては、できますれば本年中には具体的な制度案の基本的な考え方について、この老人保健福祉審議会における御意見はお取りまとめいただきたいというふうに私ども事務局の希望でございます。

まだまだ厚生省内でも、またこうした審議会の審議においても議論を一つ一つ進めている段階でございまして、これから一つ一つの検討課題をこなしながら具体的な制度案に近づいてまいりたいと、そういうようなまだ途中の状況であるということを御報告させていただきたいと思います。

○横崎泰昌君 今、概略御説明いただきましたが、まだ十分な結論を得ていないというお話をござりますけれども、いざれにしても、公的保険といふものを年内につくりたいということであれば大変結構なことではないかというぐあいに思つております。

基本的には、国民生活の基本的な介護について、そういうニーズについて、強制加入といううえで国民にそのニーズに伴う給付を行うという点に特徴があるようと思われますが、一方で、今度は生保、損保の方ですけれども、豊かな生活の保障は必ずしも公的で十分ではないと。民間にお任せをして、民間で補完をするというような部門があつていいのではないかというぐあいに考えております。

そこで、現在の保険行政の中では第三分野と言っているけれども、実は特約付加の世界であるわけですね。介護保険というものが本格的になっていけば、それなりに第三分野の保険のあり方を変えていかなければならぬというぐらい思つんすけれども、その点については大蔵省の御感想はいかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 高齢化社会が進んでもありますと、介護という問題が大変大きい問題となってきておるわけでございます。今、公的介護についての御検討も進んでいらっしゃるようでございます。ただ、公的なものだけで十分かと言われますと、民間での保険が車の両輪のようにその役割を担うということが想定されるのではないかというふうに思うわけでございます。

第三分野であります介護につきましても、いろいろ生損ともに知恵を出し、これからの一ノーズに即応するように、特約の形であれ、あるいは単品の形であれ、いろいろ開発が進んでいくものと考えておりますと、また、そういったものが国民サービスから見ても期待できるものでございます。

○横嶋泰昌君 先ほど第三分野の激交緩和の話がございました。私はそれはそれでやむを得ないというぐあいに申し上げましたけれども、公的な介護保険というものが出发するならば、やはり第三分野については抜本的な見直しを保険業界、そして監督官庁である大蔵省はなさるべきだというぐあいに思つております。激交緩和というよくなごとで、中小保険会社をかわいがっておればそれでいいんだというようなことでもないし、がん保険で威張っているアメリカの保険会社をそのままぬくぬくさせておいてそれでいいのかということでもあるというぐあいに考えておりまして、第三分野については、これからも問題が随分出てくると思いますので、徹底的な御検討を願いたいと思っております。

ちよと局面が変わりますが、同じく厚生省の話ですけれども、厚生年金基金の方おいでになつてはると思ひますが、これは年率五・五%で計算

利回りが期待できるわけではない。利差の分をどういうぐあいにするのかねといふんで、三年期金利は今のところじらないということのようですが、掛け金は現実には利差がどんどん出ていると。
それが実は保険業界にも出ていて、新聞を読みますと、生保は新規に企業年金を売っていないといふではないかと。期限が来たものの更新についても一部では遠慮したいという動きが出てきています。しかし、現状五・五%の利回りですが、昨年の七月ですか、四・五に改定になりました。しかし、実際の九四年度の利回りは三%に低迷をしていて、というようなことは新聞記事でけれども、以上のような逆ざやを生保としては生じているようだとういうふうな信託記事が書かれています。
お伺いしますと、この四・五%という利払いは政令で決められているというぐあいに承っていますが、調べてみると信託会社であるとか投資顧問会社のところだけが政令で四・五%と決められています。政令で決めて固定化していく。固定化していけば、もうけるときはもうけるけれども、損するときは損するということなんだよというお話をかみませんけれども、このような経済自由化、公利の自由化の時代に、政令で四・五と定める、しかもそれが実際の利回りと相当違うということは、私は甚だおかしいことだなというぐあい思っておりますが、御見解はどうでしょうか。
○説明員(福山圭一君)お答えをさせていただきます。
厚生年金保険法では、公法人であります厚生年金基金の資産運用につきましては、政令で契約主要な内容についての規定をすると、こういうふう組みをとっております。

昭和四十一年のこの基金制度の発足当時、生命保険契約という契約の特性に照らしまして、関係者間の合意に基づきまして政令で保証利率の規定を置くということになりました。以来、現在に至っているものでございます。私どももいたしましたことは、この仕組み自体は現在も合意をいたしておられるのではないかというふうに承知をいたしております。

この保証利率の水準でございますが、これは御指摘にもございましたように、従来、昭和四十一年の発足以来平成五年度まで五・五%とされてきたわけでございますが、最近の経済・金融情勢の変化等を勘案いたしまして、平成六年度からこれを四・五%に引き下げられたというものでござります。

この保証利率でございますが、保険契約という特性を踏まえて定められているものでございますので、基金といたしましてもこれを前提といたしまして長期契約をしていくというものでございまして、基金の財政の長期的な安定性の確保という観点からは、短期的な経済情勢に応じてこれを頻繁に改正するということはもともと想定されていないわけでございます。

厚生省といたしましては、現時点でさらに引き下げを行うということになりますと、これは六年度に引き下げたばかりでございますので基金への影響も大きいわけでございまして、なかなかこれは困難ではないかというふうに考えておるところでございますが、当面、四・五%に引き下げました平成六年度の決算あるいは引き下げの影響等をよく見きわめていく必要があるというふうに考えておる次第でございます。

○橋崎泰昌君 厚生省あるいは厚生年金基金の立場からいえばそういう話かもしれないけれども、いずれにしても、公定歩合一%のこの世の中で四・五%の利回りを保証しよう、しかもそれを政令で決める。法律じゃないですよ、政令で決めるんですよ。そういうのはちょっと懲戒官的な感じすら私はするんですよ。

いすれにしても、私が先ほど申し上げたように、確かに年金というのは長期的な運用が必要です。しかし、それも政令で決めるといふのはいさかおかしいな。相対契約で決めなければ、それは生保なら生保が損を覚悟してお引き受けになる、それはそれで結構ですよ。しかし、行政改革で自由化が進められているときに政令で決めるといふのはちょっとおかしいといふに思つております。

厚生年金の立場は立場として、そのようなことがあるといふに理解しますが、いかがですか。

○説明員(福山圭一君) お答え申します。

厚生年金基金は法律で信託銀行か生命保険に必ず運用を委託しなければいけない、こういうことになつておるわけございまして、この場合の生命保険契約の一般勘定でございますが、信託などの厚生年金基金の他の運用手段との比較で申し上げますと、例えば基金側から運用方針の提示ができるないとか、それから他の利回り保証のある資産、そういうものとも合併運用をされるということとともに、保証利率が政令で規定をされております。これは基金側から運用方針の提示ができないとか、それから他の利回り保証のある資産、そういうものとも合併運用をされるということに対しても、保証利率が政令で規定をされています。これは三六あるんです。そのような状態の中で、平成元年から今年に至るまで非常に毎年累進をしておられると思うんです。

○横崎泰昌君 先ほど申し上げたように、厚生年金基金としてはそういう御要望があることはよく理解をいたしております。またそのようにやらなきゃいけないでしょ。しかし政令で規定するのはおかしいなということを御指摘申し上げておるんで、その点についての御検討をさらにお願ひをいたしたいと思っています。昭和四十一年にできたというのは、もう三十年たつておるんですから、いいかげんにやめたらどうですかと、こういう話でございます。

さて次に、やはり周辺の問題ですけれども、簡

易生命保険について若干のお尋ねを申し上げます。

この保険法は簡易生命保険については全く適用除外でございます。そこで、簡易生命保険は易生命保険としての分野で独立して物事を考えておられるけれども、大体において損害保険あるいは生命保険の分野と同一のことを考えてやっておられると思うんですけれども、実は、最近簡易生命保険のシェアがだんだん大きくなってきておる。これは郵便貯金についても同じようなことが言われているわけですが、私は官業が民業と競争して大きくなつていくというのは大変結構なことだとは思つておるんですね。要するにまじめにやつておる、あるいは一生懸命営業努力をしておるというようなことかなといふことも感じるのであります。

現在、保険料収入だけで見ますと民保が二〇〇七千億円。そして株式、主として信託会社の指定單を通じて持つておられる株式ですけれども、それが十七兆三千億円。ところが、それについての評価は原価主義になつておられるので十分な健全性についての表示がなされていないという感じがするわけです。

これは原価主義ですから、あべこべを言うと膨れ上がるときももちろんあるわけですね。今、日本経済が非常に落ち込んでおり資産が原価を割っている、そういう時代になつておられるから特に問題になるわけですけれども、そういうような状態を見ると、簡易生命保険が現在収入金額が民保二〇〇七千億円になつておられる、全体からいっても三六になつておられるというような事態で簡保があぐらをかいているのは問題があると思いますけれども、郵政省来ておられますね、御答弁を願いたいと思います。

○説明員(小林利夫君) シェアの問題についてお答えいたします。

簡易保険と民間保険のシェアにつきましては、いろいろな比較の方法が考えられるわけござりますけれども、例えば個人保険の保有契約件数で見ますと簡易保険のシェアは約三割であります。が、個人保険の保有契約金額で見ますと約一割と見舞いの制度でございますけれども、財團法人簡易

ほど御質問したソルベンシーマージンとかそういうことは考えてない。準備金についても、保険会社についてはござりますけれども、責任準備金の積み方も違いますけれども、特に財産の評価の仕方ですね、一般企業は時価主義になつていますけれども、これは簡保だけじゃなくて政府の多くの機関がそうなんですけれども、原価主義をとっておられるわけです。のために資産の状況が十分ディスクローズされていないという問題があるわけでございます。

それで、いやそれは政府の関係機関だからいいんだよ、というようなお話をあるかもしれませんけれども、実は簡保の場合には外貨債の保有が三兆七千億円。そして株式、主として信託会社の指定單を通じて持つておられる株式ですけれども、それが十七兆三千億円。ところが、それについての評価は原価主義になつておられるので十分な健全性についての表示がなされていないという感じがするわけです。

私は、簡保が一生懸命事業活動をやること自体は、もちろん否定はしないんですけども、やはり官業は民業を補完する存在であるということを忘れて運用してはならぬというふうに思つていています。

○横崎泰昌君 先ほど申し上げたように、厚生年金基金としてはそういう御要望があることはよく理解をいたしております。またそのようにやらなきゃいけないでしょ。しかし政令で規定するのはおかしいなということを御指摘申し上げておるんで、その点についての御検討をさらにお願ひをいたしたいと思っています。昭和四十一年にできたというのは、もう三十年たつておるんですから、いいかげんにやめたらどうですかと、こういう話でございます。

さて次に、やはり周辺の問題ですけれども、簡

定的に推移しております。したがつて、簡易保険のシェアが民間保険に対して非常に大き過ぎるということはないのではないかというふうに考えております。

○説明員(藤岡道博君) お答え申し上げます。

先ほど先生の御質問の中で、会計基準と申しま

すが、その点についての御質問がございました。私ども現在八十三兆円の資金を運用しておるわけでもありますけれども、先ほど先生のお話の中にありました外貨債につきましては、現在、私ども

の簡易生命保険特別会計の貸借対照表がございますが、その欄外に、為替評価損益という形で低価法の考え方を反映させたようなものを現在やつておるわけでございます。

二二点目に、いわゆる指定單運用を通じました株式の運用について、時価主義と申しますか、そ

ういったものを採用すべきではないかというふうなお話をいうふうに承りましたけれども、先生御承認のとおり、仮に私どもそれを採用することになりますと、指定單運用自身、私ども以外にも国

の機関で運用しているところもございますので、いわゆる国会計制度全体との整合性を検討する必要がありますと、指定單運用自身、私ども以外にも国

保険加入者協会というのがございまして、昭和三十八年以来、当財團の寄附行為に基づきまして災害見舞い制度を実施しているところでござります。この災害見舞い制度でございますけれども、簡易保険加入者の有志をもって構成されます簡易保険加入者の会の会員という特定多数の者を対象といたしまして、この会員がそれぞれ基金を出し合いまして、そしてその会員が不慮の災害に遭ったとき、あるいは同会の発展に非常に功績のあった方が亡くなられたときに見舞いの金品を贈呈いたしますとして相互救済を行うとともに、あわせて簡易保険事業の普及発展に寄与していくことと目的として行われているわけでございまして、保険制度とは異なるものではないかというふうに認識しております。

なお、当事業の運営に当たりましては、あくまでも会員相互の救済を図る見舞い制度の趣旨とい

うのを十分踏まえまして、この趣旨を逸脱しない

よう自戒いたしまして、慎重に対応するよう當財團を指導してまいりたいというふうに考えており

ます。

○橋崎泰昌君 先ほど郵政省の説明員の方が、私

は肥大化しているとは思わないよというぐあいに

お話をございましたけれども、簡易保険加入者の

会を見てみると損害保険のところまではみ出して

いるような感じすらござります。ただこの問題

は、きょう議論するのじゃなくて、後日また改め

てやりたいと思っております。

そこで、もう一つ保険業法の周辺の問題につい

てお伺いしたいと思うんですけれども、農協共済

ですね、これは損害保険、火災共済、生命共済

等々おやりになつておられますけれども、これも

実は保険業法から除外をされている。すなわち、

これは共済である、保険業ではないということで

やっておられるわけです。ではあるんですけども、

も、ちょっと調べさせていただくと、自賠責との

関係ですね、自動車損害賠償責任保険と自動車の

任意保険との間でちょっと不思議なことを発見い

たしました。

と申すのは、自賠責というのは税金みたいなも

ので、強制的に加入をお願いしているものでござ

りますね。ところが自動車保険というのは任意で

あります。だから、自賠責の方は余り商売にお使いに

なるのは適当ではない性質のものなんですね、保

険料そのものは税金みたいなものですから。そこ

らが、自賠責共済と自動車任意保険に農協でセッ

トで御加入になりますと、自動車共済の掛金を割

り引きます、自動車共済に入つてくれればこちら

の方の共済掛金を割り引いてもいいよ。自賠責

を何か商売に使つていいというふうな感じがする

んですね。農水省の方、来ておられますか、ど

ういうぐあいにお考へでしようか。

○説明員(米田実君) 御説明申し上げます。

自賠責共済と同時に、あるいは自賠責共済に加入

後に任意の自動車共済に加入した場合でございま

すが、こういう場合には、任意の自動

車共済の事故処理などが自賠責の共済と一括して

円滑に行われる、こういうことによりましてその

事務処理経費が低減できる、こういうことから任

意の自動車共済について割引が行われているこ

とでございます。したがいまして、先に任意の自

動車共済に加入した後に自賠責共済に加入した場

合には、当然でございますが割引はされない、こ

ういう仕組みでやつております。

○橋崎泰昌君 仕組み自体としてはわかりました

けれども、自賠責共済の趣旨には著しく反してい

るのではないかというぐあいに思ひます。さらに

別の機会に質問いたしますから、御検討をいただ

きたいと思います。

それからもう一つ、共済をやっておられる者と

して、全労済が生命保険、火災保険、それから地

域支部というものは県単位でその県に住んでいる人は

だれでも加入できるよと、こういう仕組みになつ

ているよう見えます。

そのため、生協の広告は組合員を対象に行うの

す。

しかし、共済は、すなわち相互に組合員が補助

し合つて互助の精神を持つてやるものである、そ

れは企業ではないから税金は二七%だよというこ

とで、いろんな特典が与えられているわけです。

要するに不特定多数の者を対象にしない。仲

間的団結のもとに全労済というものができている

といふぐあいに理解をするんですけれども、最近

見ているとテレビにめちゃめちゃに宣伝を出して

いるんですね。

私のうちにこういうチラシが入つてきました。

折り込みです。要するに一般大衆を、不特定多数

を相手にしているんですよ。小さくやって、百人

程度あるいは千人程度でお互いに助け合おうやと

いうならそれはそれでいいかもしかねないけれど

も、不特定多数を相手にしてじゃんじん広告宣

伝をして、私のところに入りな、しかし税金は二

七%だよというのはいかにも不条理ではないか。

お伺いすると、組合員になる資格というものは

百円だそうですよ。組合員になるには百円を銀行

の窓口でぽんと払い込めばすぐ組合員になれる。

何やってるんだ、そんなもの共済と言えるの

か、共済なら共済らしくやれと。さっきの話じゃ

ないんですけども、御商売に熱心なのは私はい

いと思いますよ。しかし、共済という枠の中で事

業をなさるならば、それなりに様を正し、たたず

まいをしっかりしてやるべきであつて、このよう

な不特定多数を相手にするような業態をやっても

らっしゃ困る。監督官庁は厚生省ですけれども、

は、御承知のように、地域と職域における人と人

とのつながりを基礎とする相互扶助組織でござ

いまして、一定の地域や職域に属し、組合の運営を

位にしていて各県ごとにつくつてある。要する

に、全国をカバーしてだれでもなれるよと。だれ

でもなれるのはいいのかもしれないけれども、テ

レビでやるとかチラシで各戸に配布するなんとい

うのはおかしいじゃないかということを指摘して

おきます。

それから、最後に地震保険についてきょうは

しっかりとおやりいたくよくにお伺いしたかた

が、おそれども、時間が参り、委員長から御注意

を受けておりますので、これで質問を終わりま

も、そういうことは全部考えられているということなんでしょうか。

その答えを聞いて、十二時でございますので、午前中は終わりたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 保険契約の継続というのが最も大切だということをごいまして、保険契約者保護基金ということができるだけその契約は生かすということを考えております。ただ、相互通扶助のその仕組みをつくりましても足りないと

いうケースだってそれはあるわけでございます。その場合には、その会社の契約している方々が合議でもってその契約を削減するという規定もオプションとしては残してございます。

したがって、丸々全部必ず救うということをお約束できるわけじゃございませんが、できるだけそういった被害を少なくするという手だてはとつていかなければならぬだらうなと思うわけでござります。といいますのは、保険契約といいますのは、確かに自己責任という面を追求することはできるのでございますが、例えば三十年の契約で三十年前にその会社が悪くなるということが予測できたのかどうかというような問題だってあるわ

それから、大口小口の話をおっしゃっていただきましたが、大口保険は保護しなくていいのかといふ議論になりますと、いろいろ私ども調べてみましたら、大口だからといって必ずもお金持ちは余裕を持って入っているものだけではないと。例えれば、中小企業の事業主が借金しているのでかわりに保険に入つておいてくれといったときには、二億円、三億円という保険は入らざるを得ないということもあるわけでございます。そいついたものを大口だからといってだめだというふうに切るわけにいかない。

それから、保険そのものは、大口であれ小口であれ、そういう人たちが集まつた相互扶助の仕組みでございますので、一部だけ取り外してしまつて、一応大口小口の別なくできるだけのセーフ

ティーネットの救済はしようという考え方で今御審議をお願いしているということをございます。

○峰崎直樹君 午前中はこれで終わります。

○委員長(西田吉宏君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時六分開会

(理事竹山裕君委員長席に着く)

○理事(竹山裕君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、久保直君が委員を辞任され、その補欠として薬科満治君が選任されました。

○理事(竹山裕君) 休憩前に引き続き、保険業法及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 午前中に引き続いて質問したいと思いますが、独禁法の関連を先に質問させていただきたいと思うわけであります。

三月十日付の日経新聞によりますと、保険業法の改正に伴い独禁法の適用は厳しくしたい、これまでの独禁法の適用除外は自賠責などに限定を設ける等、今後は厳正に運用されるよう改正がなされることとなつております。

公正取引委員会としましては、このような保険制度改革に伴いまして保険分野におきましても独占禁止法の適用される範囲が拡大すると考えられる方向にござりますが、新聞の報道にもございましたように、その運用に関しましては、従来ながございまして今後とも適用除外というのでは認められた公正取引委員会のかなり厳しい関与規定を設ける等、今後は厳正に運用されるよう改正がなされることとなつております。

三月十日付の日経新聞によりますと、保険業法の改正に伴い独禁法の適用は厳しくしたい、これまでの独禁法の適用除外は自賠責などに限定を設ける等、今後は厳正に運用されるよう改正がなされることとなつております。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。今回、保険業法の改正をお願いするに当たりまして、独占禁止法の適用除外問題につきましても、かなり抜本的に見直しをさせていただきました。

公取とも十分なり合わせをやらせていただいたわけござります。

そのときに、先ほどの答弁をお聞きしますと、若干詳しくなつて恐縮でございますが、現在の保険業法は第十二条の三というものがございまして、ここに独禁法の適用除外制度というものが認められておりまして、「協定、契約其ノ他ノ共同行為」ということで、例えば海上保険、航空保険、自賠責保険及び家計地震保険についてあらゆる形態の共同行為は独禁法の適用除外だ、こうい

も、あるいは大臣でなくても構いませんので、大蔵省からこの点についての御見解があればお聞きしたいと思います。

○説明員(寺川祐一君) 保険業界におきましては、事業法などによりまして価格規制等のさまざまな政府規制が行われている産業でございまして、一般的にこういうような産業におきましては横並び的な企業行動が行われやすい側面が出てくるという弊害もあるかと思います。そういう観点からも、こういう業界におきましても独禁法の適用範囲が広がること、それから競争政策が推進されるということが重要だと考えております。

このような観点から特に保険業法におきます損害保険につきましての独占禁止法の適用除外制度、これは損害保険における独特の事業の事情等がございまして今後とも適用除外というのでは認められた公正取引委員会のかなり厳しい関与規定を設ける等、今後は厳正に運用されるよう改正がなされることとなつております。

公正取引委員会としましては、このように、独禁法との関係で保険業法もかなり見直しをいたしましたが、それで独禁法の観点から問題ないものに限定した形でやつております。

さらに、算定会制度につきましても、先ほど御説明申し上げましたように、自由度を増すという

改革をやらせていただいたところでござります。

このように、独禁法との関係で保険業法もかなり見直しをいたしましたが、それで独禁法の観点から問題ないものに限定した形でやつております。

現行の十二条三では共同保険、再保険について独禁法除外になる共同行為を列挙しておりますが、これをまた新しい百一条ではかなり制限的にいたしまして、共同行為として認められるものも、再保険ブルルに係るものであつて、しかもそ

の共同行為が具体的にかなり制限された形で書き込まれております。

このように、独禁法との関係で保険業法もかなり見直しをいたしましたが、それで独禁法の観点から問題ないものに限定した形でやつております。

改革をやらせていただいたところでござります。

○峰崎直樹君 それで、具体的に算定会の問題についてお聞きしてみたいと思いますが、公取の方

は、算定会で出されたものについて、今度は認可ではなくて届け出になるんですか、商品によつては。算定会で例えば、これは大数の法則でしょうけれども、地震の発生件率だと火災の発生件率だとか、そういうものがそこで決まったと。それ

を採用することについては独禁法の除外になるわ

けですか。

そのときに、先ほどの答弁をお聞きしますと、いわゆる純保険料と経費部分がある。純保険料のところはこれまでのよう各保険会社が採用しないよ、経費部分については付加保険料であるから自由にやってよろしいと。そうすると、これが

らのものについては、純保険料について各社が同じように、談合と言つたら変ですが、話し合つて算定期率の数字を使ってよろしい、それ以外のものの経費部分は一緒に話し合つて決めてもらつてしまりますよと、こういうことになるんですか。ちょっとそれは公取の方へ先にお聞きしてみたい

場合に、この純保険料の料率を守るということは、これは認可をする場合の大前提になるわけですか。

つまり、もっと言いますと、この純保険料に私の会社は応じない、そういう商品をつくりたいと、いうことで届け出たときに、認可する商品であるか。

かぬと。そうすると、そのレベルにおいての協議というのは、これは自由化する以前の問題だ」と、こういうふうに理解をしてよろしいんでしょ
うか。

かあれば訴訟が起きてくる。そして弁護士の数が何か日本の十倍以上いるというような話。それから非常に契約をしつかりしておかなければいけないとか、それから人種問題というのが非常に深刻になっている。それから移民というものが絶えず入ってくる。そういう中で保険制度というのがある。

○説明員寺川祐一君) 今回の損害保険料率算出
団体に関する法律の改正におきまして、私どもの
ところも、この問題をよく研究いたしました。
今後は、この問題をよりよく理解するため、
より多くの知識をもつて、より多くの方々に
お伝えする方針であります。

○政府委員(山口公生君) 算定会が算出しました
か、それはどのようになるんでしょうか。
ば、これは認可をしないことになるんですね

ございます。自動車、火災、傷害でございまして、一般的に全部の保険商品がそうだというわけではありません。したがって、算定会というも

入っているわけですね。日本は比較的ある意味では公平な社会、公平というよりも余り差のない、しかも單一民族に近い社会だと。

方で理解しておりますのは、これは現行制度から主に今後企業向けの火災保険等において適用されるという特定種目につきましては、今先生御指摘のとおり純保険料率、これはそれぞれの損害保険の対象となる事故率等を勘案して考えられるものでございますが、これらについては、各保険会社が算出した純保険料率を一律に適用する。各保険会社の営業費用等に係ります付加保険料率に関しましては、かなりの程度自由度を持って運用できるようになります。この対象となる事故率等を勘案して考えられるものでございまます、これらについては、各保険会社が算出した純保険料率を一律に適用する。各保険会社の営業費用等に係ります付加保険料率に関しましては、かなりの程度自由度を持って運用できるようになります。

純保険料率につきまして使用義務を課しておりますわけでござります。それは、各社のデータを集めて大数の法則に基づいて客観的に確率計算したもののがいざれの保険会社にとっても合理的であるということからくるわけでござります。アドバイザリー制度の場合を申し上げますと、付加料率は自由に決めて合わせて営業保険料率というお客様に提示する料率になるのですが、それは掛け出でいいということになるわけでござります。

ところが、ある会社におかれまして純保険料率についても自分のところは特別な事情があるので特別に認めてほしいというものがありましたら、その場合は必ず三思りで尋ねて算定会員登録

事故による損害をてん補することを約する契約の形でありますので、一般的な商品とは違いまして、表現が適切でないかもしれません、販売の時点を原価が未確定である、つまり幾らコストがかかる商品かわからない、こういう特色があるわけでござります。したがって、将来確定するであろう原価を合理的な手法によって事前に予測してその料率を決めるわけでございます。そこに大数の法則が必要となり、そのため大量のデータを必要とします。つたてござります。一社でそれを出そうと思ふので扱つておるものについてはおっしゃるとおりでございます。

そうすると、そこににおける保障のあり方といふものとアメリカのあり方というのはおのずと連なるのではないか。その意味では、アメリカでどうだかといつて失敗したからとか、アメリカはどうだかといつても、日本の国情といわゆる社会の階級、階層構造からして、余り画的にアメリカとの対比だけではないんではないかなと。でも私は考えるべきではないんではないかなと。その意味で、ともすればこれまで業法によってその業界を保護してきたという性格が非常に強いけれどですから、できる限りそこを自由化するというときは、いろいろ困難な問題、どうしても守らなければいけないものがあるにせよ、私はできる限り自由化していくべきなんではないかといふふうに

特にこの特定種目におきましては、従来も、業保険料率全体を算定会が算出しましてある程度の幅が設けられております。したがいまして、その幅の範囲内で各保険会社が一定の保険料率について協定を行つていいということは決してございませんで、もしそういうことがあれば独禁法上問題になるわけですが、さらにその範囲が拡大されるということでござりますので、そうなればトドケる各事業者によって自由に料率を決める範囲はござると思います。

その場合では大蔵大臣の認可を得た上で「算定会」が開催され、算出された率と違う特別純率というものを使用することができるというふうになつておるわけでござります。

ば出せるかもしませんが、全国のデータを全部集計しまして、それで大数の法則上これが客観的な数字だということを出しておるわけでござります。したがつて、その限りにおいて恣意的な料率でございませんで客観的な料率でござりますので、それは一応守つていただくということをございます。それを前提とした後、その経費部分について自由になるというような自由化でございま

うに考えてるんですが、この点いかがお考えで
しょうか。

その点と関連して、算定会というような制度は
日本以外にもあるのでしょうか。その点だけあ
せてお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 確かに先生の御指摘
とおり、アメリカの訴訟社会という国情と我が
の独特的慣行とかなり違うものがあることはお
しゃるとおりだと思います。

そのような料率の自由化が進められる中で、各
保険会社で最終的な営業保険料率が協定される上
いうことがあれば、これは当然独禁法に基づいて
厳正に対処していくべきものだというふうに考
えております。

○峰崎直樹君 そうすると、ほかの金融商品とこの保険という商品に当たっての自由化というのは、ちょっと違うのかなという感じがしますね。

というのは、生命表があつたり、大数の法則で数字があつたりして、経験的に大体こういうものは、統計的に出てきますよというものは、これはとにかく守れ、あるいはこれを大前提にしなきやうに

○峰崎直樹君 私もまだよく理解をしていないことがあるのかかもしれないですが、私がなぜこういう質問をしているかといいますと、先ほどアメリカの失敗の例を随分指摘されたんですよ。私は日本とアメリカを比べたとき、先日もアメリカを行っているんな話を聞くうちに非常に日本と違なと思っているのは、一つは訴訟社会である。(二)

価がまだ販売する段階で確定していないといううなことがありまして、保険商品としての性格非常に似通つたものでございまして、あくまでういつた大数の法則を働かせるための一つの知識といいましょうか、そいつた仕組みというの非常に有効に機能するものだというふうに考えておりまして、我が国においてはこの制度があり

ごらんいただきましてもかなり安定的に、またおほかで、例えば火災保険や自動車の保険をずっと料率が下がってきております。算定会制度が入る前は非常に大きく揺れておりまして、そらく安くなつたときもあるかと思うと、急に値段が高くなるというようなぶれがありました。が、非常に安定的になってお客様に、つまり契約者にとっても非常に望ましい安定供給が図られる姿になつてきています。

（譯外国でもそういう算定会の仕組みというのはあります。が、かなりの国では、データを出して、それを自由に使っても使わなくてよいような形になつてゐるのが多いように承知しております。）
○峰崎直樹君 アメリカに行くと、普通のホワイ
トといいますか、最近はもうワシントンとか
ニューヨークとかシカゴとか本当に町中に住
まないんでですね、ほとんど黒人が七〇%とか六〇
%とかです。そして、ダウンタウンに住んでいる
人、郊外に住んでいる人と完全に差ができて、い
つどこで何が起こるかわからないという、大変治
安の問題も含めて厳しい状態だというふうに聞い
ております。

そういうところで起きる事故と事故に対する危
険性と、やはり日本のようなところとは少し違う
のかなと。最近ではちょっとサリン問題とか似た
ようなことがふえてきてるじゃないかというこ
とがあるかもしませんが、そういった点で、ぜ
ひとも私は日本とアメリカとの違いというのはよ
くわきまえた方がいいかなと。

その関連で、ちょっとまた中から離れまして、
日本包括経済協議の関連でお聞きしたいわけでござ
ります。

昨年十月に日米保険交渉で妥結をしたというう
となのあります。が、妥結をしたときに一応協定文
書を結びますね。アメリカ側はどなたが協定書に
サインをされたんでしょうか。

○政府委員(山口公生君) アメリカ側はカンター
通商代表でござります。

○鷹嶋直樹君 アメリカの場合は聞くところによると、この保険という業法は五十州によって全部何か違うんだそうですね。全く自由化されていふところと非常に規制があるところとかいろいろ分かれていて、その意味でミッキー・カンターさんは、私は先日ちょっとお会いをしてまいりましたけれども、果たして当事者能力があったかどうかなども、むしろ、五十州ごとに州法の規定していくその責任者と交渉しなきやだめなんじやないかなというふうにも思つたりしたわけでありますが、そのことは別にいたしまして、先ほども椿崎さんの方からの質問にございましたけれども、この第三分野の相互乗り入れについて非常にわかりにくいです。

も、これが即時自由化をされなかつたのは主として日本側の要因だということは先ほど山口部長お答えになつたわけありますけれども、アメリカ側はたしかAIGのグリーンバーグさんあたりもそこに入つておられたと聞いたんです。先日、日米の円高問題で私行つたときに、要するに日本の規制緩和がいかに足りないかということをどうとうと私たちの前でまくし立てられたんですけども、アメリカ側がこの規制緩和についてはそんなに直ちにやる必要はないよと言う根拠は、どういうアメリカ側の言い分だったんでしようか。もうそこをわかればちよつと教えていただきたい。

○政府委員(山口公生君) アメリカ側の主張の背景というのは、現実問題として第三分野に依存し

ている会社があるということは、日本の中小の保険会社と同じような事情にあったのだろうと思うのです。背景はそういうことにして、口ジックとしましては、規制緩和は全般的には確かに進めるべきだという論調なんですけれども、そのためには、言ってみますと自分たちが得意でないといいましょうか、まだ十分にできない分野にも十分な競争条件が整うまで待っていてくれる、こんな言い方だらうと思うんです。

そこに出でてくるのが、系列の問題が日本にあるんではないかとか、日本には独特的の慣行があるんではないかとか、行政指導があるんじゃないとか、そんな点についていろいろと指摘をしてくる。つまり、競争条件が同じであれば用意onde一緒に進行する、しかしそうじゃないんじゃないとかという前提に立てば、そこにはいろんなニュアンスを持つた主張がアメリカサイドからは出てくる可能性があるんだろうなと、アメリカの気持ちを私がそんたくできるものではございませんが、どうもそういった考え方というのがあるんではなかろうか。

したがつて、そこにおけるプリンシップと、それから我が国の国情といいましょうか、実情といふものに対する認識というものが若干ずれがあるて、どうもかみ合わない議論が大分長く続く傾向にあるという感じがいたしたわけでございます。

○峰崎直樹君 それは、それ以上きょうは主題でありませんから入りませんが、日本通商政策協議の中の競争というところの項目の中で、今おっしゃられました系列内取引の問題について、日米で国内と外国の保険会社が協議の上、系列内取引の程度と影響の調査を行う一つの独立研究機関を選定し、その調査が九五年四月一日までに終了するよう期待されている、こうなっておりますね。その結果はどうなったんですね。どこの会社が独立研究機関を選定して、その調査結果はどうだったのかということは出ているんでしようか。簡単で結構でございます。

して、現在、調査会社と保険会社との間でその具体的な調査の範囲等について最終的な調整を行っているという段階で、大分おくれた形になつてござります。

そこで、この自由化を考えるに当たって大変重要な問題は、私はディスクロージャーだろうといふふうに思っているわけあります。要するに、情報がきちんと開示をされて、それが国民に周知徹底され、関係者がよくわかった上で、その上で責任はそれのかわり負つんですよと、自由化をするということは当然そういうことだという意味において、ディスクロージャーというのは大変重要なポイントだろうというふうに思います。

その中で、この法案の中にも入ってくるわけでありますが区分経理という、保険種類ごとに区分経理を導入するということが入ってくるわけであります、これはどういう種類ごとにどれぐらいいの区分をして、そのこと自身がディスクローズされるのかどうなのか。

例えば、我々が終身の養老保険に入っている、死んだとき三千万円ですよ。そのときに入った種類の金は今どういうところに投資をしていて、これについては株式の含み益はどれだけあります、あなたに予想していった勘定のときの保余金は

○政府委員(山口公生君) 実は、決着した文書はおつしやったとおりになつておりますが、選定のための国内保険会社と外国保険会社間の協議に非常に手間取りまして、本年三月末に両者の間でおのおの一つかの調査機関を選定したという報告を私どもは受けたところでござります。

今後、この二つの調査機関が共同調査を行いまして、そういう意味では一つになるわけですが、共同の報告書を作成していくこととなつております。

これぐらいになりますと、いや、さらに含み益があつてそれをオーバーしております、ですからもつと保険金下げてもいいですか、そういう個々の商品ごとにといいますか、いわゆる区分経理といふものは現実には契約者そのものによくわかるように反映されるんでしょうか。オープンにされるんでしようか。その点ちょっとお聞きしてみたいわけです。

(○政府委員山口公生君) 区分経理の問題は、生命保険会社の経理がこれまで大きなものの中に一つにして、悪く言うとどんぶり勘定という悪口を言われるんですが、そういう形でやっておったところが、経理上一緒になつていて、内部補助が遮断できないであります。

ただ、それでいきますと、やっぱり利益の還元はいかというような問題がござります。それから保険種類間で内部補助が遮断できないであります。どの部分がどういう採算になつてあるかわからぬといふことがありまして、今、生命保険会社ではこの区分経理について鋭意取り組んでいるところでございます。

これは保険会社にとってみると大変な負担でございます、これまでそうやっていなかつたものを一つ一つ分けていくわけですから。ただ、余り細かく分けますと、保険というのは余り細かく分けないところが保険の本質でござりますので、分けますのは、無配当保険と有配当保険、団体保険、個人保険をまず大きく分けますが、それとともに個人保険、団体保険、団体年金保険、その他保険、会社勘定という五つに分けるわけでございます。それぞれ区分して区分経理を、これも試行段階ではございますが鋭意やつていただき、今損益計算書段階でやっておるわけでございます。いずれこの資産を先生おつしやつたように張りつけて、それで区分経理を本格的に導入するというように考えていくと思ひます。

そういう意味で、区分経理といふのは生命保険

会社にとつてみると画期的なことでござります。

大変な負担だと思うんでござりますが、あくまでそういう方向に行くことによって経営を万全にしていく、それから内部補助の遮断をするというよ

うなことが圖られると思ひます。

その結果どういうふうになるか、あるいは株式のそれぞれ含み益がどうなのかというようなことを契約者の方にディスクローズしていくといふことは、やはり契約者保護の観点からも必要なことと考えております。

ただ、そのあたりにつきましては、現在、区分経理自体が保険会社の実務として大変な今過渡期にございまして、そういうものが定着して、また契約者に無用の混乱が起きないようにならがら前向きに検討していきたいというふうに考えているわけでござります。

(○峰崎直樹君) 無配当、有配当、そして五つに分けてとりあえず区分経理を行う、それは今ディスクローズされます。それぐらいの範囲では、ど

のぐらいの含み益があるとかいろんなことについては、それはオーブンにされるということですね。それはわかりました。

さらに特別勘定と言われているものがあるようになっておりますが、これも今の区分経理と同じようにオーブンにされるんでしょうか。

(○政府委員(山口公生君)) その点については既にオーブンになつてござります。

○峰崎直樹君 いわゆるディスクロージャーに関してソルベンシーマージンの問題があるわけですが、午前中峰崎委員の方から質問されまして大体わかつてまいつたわけであります。その点でよくわからない点があるわけです。

一つは、いわゆるデリバティブ取引と言われて

うということで入つてくるようあります。その関連で、同じように先ほどBIS規制に相当する

そういう方向に行くことによって経営を万全にしていく、それから内部補助の遮断をするといふ

くのかどうなのか。

それから二点目は、ソルベンシーマージンに

連して三点あるわけがありますが、分子の中に先

ほど株式の含み益というのが入つたわけであります。これは土地についてはどうなのかということ

とは、やはり契約者保護の観点からも必要なこと

と考えております。

ただ、そのあたりにつきましては、現在、区分

経理自体が保険会社の実務として大変な今過渡期にございまして、そういうものが定着して、また

契約者に無用の混乱が起きないようにならがら

前向きに検討していきたいというふうに考えてい

るわけでござります。

(○峰崎直樹君) 無配当、有配当、そして五つに分

けてとりあえず区分経理を行う、それは今ディス

クローズされます。それぐらいの範囲では、ど

のぐらいの含み益があるとかいろんなことについ

ては、それはオーブンにされるということですね。それはわかりました。

ささらに特別勘定と言われているものがあるよう

に聞いているんですが、これも今の区分経理と同

じようにオーブンにされるんでしょうか。

(○政府委員(山口公生君)) その点については既

にオーブンになつてござります。

○峰崎直樹君 いわゆるディスクロージャーに関

連してソルベンシーマージンの問題があるわけ

ですが、午前中峰崎委員の方から質問されまして大

きく分けますと、保険というのは余り細かく分け

ないところが保険の本質でござりますので、分け

ますのは、無配当保険と有配当保険をまず大きく

分けますが、それとともに個人保険、団体保険、團

体年金保険、その他保険、会社勘定という五つに

分けるわけでございます。それぞれ区分して区分

経理を、これも試行段階ではございますが鋭意

やつていただき、今損益計算書段階でやってお

るわけでございます。いずれこの資産を先生おつ

しやつたように張りつけて、それで区分経理を本

格的に導入するというように考えていくと思ひ

ます。

含み損が含み損でなくなつてくるということでお

ざいますので、上場株についてはそういうことで御理解いただきたい。非上場については原価法を採用しておりますが、これはそもそも含み損が算定できない性格のものでございますので、そ

ういうことで入つてくるようあります。その

含み損が含み損でなくなつてくるということでお

ざいますので、上場株についてはそういうことで

御理解いただきたい。非上場については原価法を

採用しておりますが、これはそもそも含み損が算

定できない性格のものでございますので、そ

ういうことで入つてくるようあります。その

含み損が含み損でなくなつてくるということでお

ざいますので、上場株についてはそういうことで

御理解いただきたい。非上場については原価法を

採用しておりますが、これはそもそも含み損が算

定できませんので、まだどういう形のものに最終的に

なるかというのがはつきりしないのでござります

のか。損があるときは損は入れないのか入れるの

かということについて、ソルベンシーマージンに

ついては三點お聞きしてみたい。

そこで、この内容については九六年四月に懇ら

く政令で公布されるんであります。数値はこ

れもディスクローズされるのかされないので、こ

の点についても明らかにしていただきたい。以上

四点。

(○政府委員(山口公生君)) まず一点目のお尋ねの

件でござりますが、デリバティブ取引についてソ

ルベンシーマージン基準に反映するかどうかとい

う点でございますが、実際に保険会社が行つてい

る先物とかオプション等のオフバランス取引に伴

うリスクをソルベンシーマージン基準に反映する

方向で考えさせていただきたいと思っておりま

す。

それから二点目の、分子の方での土地について

の含みをカウントするかという点につきまして

は、これは支払い余力でござりますので、土地も

その余力には違ひありませんので、土地の含み益

も一定割合は計上すべきものというふうに考えて

おります。

(理事竹山裕君退席、委員長着席)

それから含み損につきましてのお尋ねでござ

りますが、実は株式の含み損につきましては、今

上場している有価証券につきましては、株式につ

いては低価法をとつておりますので、既にその段

階で含み損が表に出てしまつていいましようか、

開示しなさいといふうに指導していくことは

ちょっと慎重にならざるを得ないかななどというふうに考えておりますが、しかしいずれはこの比率を将来の定着度を見ながら、契約者がそういうたとえ無用な誤解を生じないよういろいろな手だてを踏まえながら、開示については判断していくたいといふふうに考えておるわけでござります。

○峰崎直樹君 いろいろお聞きしていますし、ソルベンシーマージンが恐らく見習ったであろうと思われるは、アメリカのRBCというんでですか、たしかそういう仕組みだと思つんですが、アメリカの場合には、RBCというような基準を設けて、それをある意味では見ていて、後は余り往々政がそれほどタッチしていないやにも聞いているわけなんです。

その意味で今のお話を聞いていますところの、ルベンシーマージンは、大蔵省の銀行局保険部がソルベンシーマージンというものを各社ごとに算定しておって、そしてこの会社は危ないな、この会社はどうだなというその指導をするための資料つくりになっちゃっているのかなという感じがするんです。

そういうふうに変にひねくれて受けとめちゃいけないのかかもしれません、しかしわいわゆるデータスクリュージャー、すなわち情報を丁寧にきちんと開示して、後はそれを見て買ったり売ったり商談するの自由ですよ、こういう仕組みへの大変重要な指標だというふうに考えておったんですが、どうも聞いておりますと、「社ごとに明らかに一たらちょっと受けとめ方がうまくないかもしらぬ」というようなことであると、このソルベンシーマージンの受けとめ方が私どもの受けとめ方とちょっと違うのかなと思うので、この点もう一度お聞きしておきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 今先生おっしゃいま
たように、このソルベンシーマージン基準は、注
律にも書かせていただいておりますが、行政監督
上の指標でござります。行政監督としてこれを自
ながら適切な措置をとるというふうになっており
ます。今、例に挙げられましたアメリカにおける

ソルベンシーマージン基準、RBCにおきましても保険監督官のためのものだというふうにされておりまして、広く公衆に情報を開示したり会社の格付けに使用してはならない旨法律で明示されたります。

のものは、監督者がこれを見ながら、なおかつこれだけではなくて、解約状況はどうか、最近の不良資産の状況はどうかとか流動性はどうかとか、そういったことを総合勘査しながら行政監督の針の一つとして見るわけでござります。

ただし、ソルベンシーマージン基準の各社のものをどうディスクローズしていくかということは、先生おっしゃいましたようにまた別の次元で、契約内容の追加算定、それの更訂による

○峰崎直樹君 そうすると、我々普通の庶民が何を開示というものの一つのマターとして検討していくべきものではあらうと思うのでござりますけれども、このものの自体の導入は監督者のためのものという位置づけは私どももしておりますし、外國でもそういうふうになつてござります。

険に入るとか企業が保険に入つていくとかといふとき、この会社は大丈夫かいなというときに非常にわかりやすい指標みたいなものは、さっきの区分経理だとか特別勘定とか、そういうものはつ物差しになつてくるのかなというふうに思つたりするわけがありますが、そういった点でもう少し、要するに保険に入つてくださいと来たときにいつも悩むのは、こんな膨大な約款みたいなものを読まされるんです。もう本当に老眼鏡を持つてこないと見えないぐらい小さな字でわつと書かれていて、よく読まないで大抵そのまま入っちゃうんです。

しかし、これからはそうは許されないわけですね。自由競争に入ってくるわけですから、そうすると先ほど言ったように競争が起きて倒産するかもしれない。そのときに、この会社の指標はこですというのがやはり何か欲しいなという気がするわけでありまして、今それをソルベンシーマー

ジンだけに求めてもまずいのかなというふうになりましたので、この点は少しまった会社でオーブンにしていただければなということなのかもしれません。

ディスクロージャーの問題に関して以上申し上げて、別の方に入っていきたいというふうに思ってます。

先ほど横崎委員の一社専属制の問題での部長の答弁をお聞きしておつて、先ほど冒頭申し上げましたように、消費者にとって今度のいわゆる改革というのはどういうメリットがあるんだろうなということをずっと考えながら聞いておつたところに、どうもこの二つでございまして、

は、ともに世界にとって目が向いていたい人ではないかなという印象を受けたわけであります。それは、先ほどの第三分野に対する相互乗りり、これに関するても、中小企業がまだ不十分だとか、アメリカも何かそういうことを言っておるとか、いろいろ言つけれども、確かに激變緩和という問題などの世界についても言えるんだろうと思ふんで

が、しかしそういう分野においても、価格が上がり商品のいろんな種類ができたりすることによって、保険業法を改正してよかつたねといふようになるのが今度の改正の私は主眼であるべきだというふうに思うんです。

そうしたときに、この一社専属制のよさは継続をしていきたいということで、私自身もそのよさというのはわからないわけではないのであります。しかし消費者の立場に立って見たときに、一社専属制というものが継続をしなければどんなイナスがあるのかな、むしろいろんな商品に多対応できて、ひょっとしたらそっちの方が

リットがあるんじゃないかというふうに思うよ。な人も出かねないんじゃないかと思うんですが、改めてそういう消費者にとって、契約者にとって、どういうメリットがあるのかといった点について、もしわかれれば強調しておいていただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君)　この一社專屬制は戦後の大変な混乱の中から生まれた制度でござります。実は、生命保険が戦後急拡大するときに大変な募集競争がありました、そこで無秩序な募集活動というのがございました。具体的にいろんな乗りかえ推奨等がありまして、それで結局は契約者

の皆様方が損をさせられたという歴史があるわけ
でございます。それで一社専属制を入れまして、
きつちり会社が募集人を指導する、監督する、責
任を持つという制度をつくったわけでございま
す。したがって、一社専属制が全く今の時点で否
定されてしまいますと、逆にそういった契約者に
迷惑をかける行為が生まれてくるおそれがあると
いうことでございます。

かといつて、一本車両価値をそのまま以後も維持するということは、確かにお客様にとってみると、あっちの商品もいいし、こっちの商品も買いたいというような、そういうオプションの幅を狭めてはなりませんので、そういう観点から緩和していく必要がありますが、極端にいきますとそういう事態に立ち至らないとも限らないということ

ことで、一社専属制の緩和という形で今回お願ひを申し上げている次第でございます。

○峰崎直樹君 これは恐らく損保業界からすると、実際に自分たちが生保の子会社をつくったときに果たしてどうだというような、いろんな意味でそれぞれの業界ごとの言い分があるのかもしれません。これは恐らく政令・また大蔵省令でどのような基準でこの内容が変わるので、ということについては明らかになるんだろうと思います。

そこで、今回もう一つの大きな改革としてあります生損保の相互参入の問題であります、これはいつから、現実にはこの法案が通つて政省令が

改正され、それからいつの時点から子会社方式であれ生損保の参入が始まるとしようか。これは九六年の秋ごろというような報道をちょと見たことがあるんですが、その点はいつからということなんでしょうか。これは業務提携の場合もどういうふうになるのか教えていただきたい。

○政府委員(山口公生君) 今法案の御審議をお願いしているわけでございまして、それでその後政省令を準備しまして施行にござつつけたいと思っておりますが、施行した後は各社が個別の経営判断でお決めいただいて結構でございますので、極端に言えども、四月とまだ決めたわけじゃありませんけれども、施行時期に即ということも理論的にはあり得るわけでございます。したがつて、秋からとかいうことを決めているわけじゃございません。

○峰崎直樹君 その関連で少し聞いておきたいんですが、生保業界は九二年度から新規契約高の前年割れがもう三年継続している。大変厳しい状況でございますが、そういう中で信用金庫業界が生保進出に向けて具体的な試算に乗り出しているというようなお話を聞いておりますが、この他の業界の進出の動きというのはあるのかないのか、この点お聞きをしておきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 信金の生保への進出希望といいますか、期待というのがあるということは承知しております。ただ、今回の保険制度改革改革は生損保の相互乗り入れをやらせていただくということで、他業態、すなわち銀行、これは信金も含みますが、あるいは証券、信託等と保険との間の相互参入はその定着のぐあいを見てということにされておりますので、希望があるということは私も承っておりますけれども、信金との乗り入れ問題というのはこの法律には含まれておりません。したがつて、今後定着を見て検討された段階でのまた御議論だらうと思います。

○峰崎直樹君 今度は午前中の質問にありました全労済の問題をちょっとお聞きしたいんですが、限りでは与党でも今議論をされている、こういうふうに聞いておるわけあります、この点については政府側としてはどのような見解をお持ちなのか。これはあるいは大蔵大臣に答えていただいた方がいいと思うんですが、どのような見解を持ちなのかお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(武村正義君)　自賠責保険は、損害保険会社を保険者として昭和三十年に制度がスタートしました。四十一年には、原付自動車に限り農協について自賠責共済の取り扱いが認められて今日に至っています。

今般、全労済から自賠責共済を開始したいという要望が出されておりまして、与党プロジェクトチーム等関係方面において検討されているところだと伺っております。

大蔵省としては、以下の三点について十分留意をしながら慎重に検討が行われるべきであると考えております。

一つ、可能な限り低廉な料率を提供するためのノーロス・ノープロフィットの原則の適用ということです。

一つは、国民が公平な取り扱いを受けられるよう、同一料金・同一サービスが可能となる体制の整備ということです。

もう一つは、規制緩和のもとの競争ルールとしての取り扱い事業者間のいわゆるイコールフルティングの確保ということです。

○峰崎直樹君　これは恐らく与党で今議論をされていますので、今大蔵大臣がお答えになったような点も含めてこれから議論をしていく課題だと思っております。

もう時間もないでの、少し始まりも遅かったせいでありますが、最後の質問にしていきたいと思いますが、午前中ブローカー制度についてのさまざまな議論があつたわけあります。ブローカーというものが設けられる。どの程度これが入ってくるかわかりませんが、ブローカーの方々は契約者保護基金と言っているものには入れないんだと。あるいはもっと言えば、これが入り始めたたらプローカー協会というものを将来つくって、そしてブローカー協会でも契約者保護をする必要があるということについての担保みたいなのはどのようになっておられるのか、この点お聞きをしておきたいというふうに思います。

○政府委員(山口公生君) 梨約者保護基金は引き受けをやります保険会社が加入するものでございまして、プローカーはそれに加入できるものではありません。といいますのは、プローカーは保険を引き受けるのではなくて保険の仲介をするという役割であるからでございます。

プローカーにつきましては、プローカー団体として例えばプローカー協会が設立されますれば、そこでいろいろなルールを、契約者保護上必要なルールをお決めいただくということにならうと思ひますし、私どもそういう機運が盛り上がれば大変いことだと思っておりますし、ぜひ支援させていただきたいと思っておりますが、まだプローカーが一つもない状況で先走ったことを余り申し上げるのもなんだと思ひますが、そういうふうに考えております。

プローカー協会自身が保険契約者の保護のための何かの措置をすることとは、それは考えられますがけれども、当座、今私どもが準備しているのは、プローカー自身に供託義務をかける、あるいは供託に一部保険で賠償保険を掛けもらうというようなことで、契約者に万一迷惑をかけたときはそれで補てんしてもらうという、各おのおののプローカーにそういう義務を課しているという制度でもって契約者の保護を図りたいというふうに思つておるわけでございます。

もちろん、おしゃつたようにプローカー協会自身がそいつたサーフィンネット的なものをつくるということは、あり得る話だろうとは思つてございます。

○峰崎直樹君 五十六年ぶりの大改正、本当に長い間苦労さまでしたというふうに申し上げたいわけであります、読んでみますと本当にあちらに省令でどうのこうのと、もう何ヵ所あつたか自分でもわからぬいぐらいいあるわけあります。その意味でまだまだ冒頭武村大蔵大臣がおっしゃつたように緒についたということだろうといふうに思います。

その意味で私が非常に気になりますのは、マー

ケットを非常にオープンにするという努力と、必ず競争によって敗者が生まれると、つまり市場で敗れ去っていく者は必ず出てくるわけあります。その市場で敗れ去っていく者に対するセーフティーネットというのが、やっぱり読金保険機構的な形で、国民が安心して一歩入って、そして安心はしたけれどもしかし敗者は出た、そのときにはこの程度は保護してもらえるよと、こういうある意味ではきちっとした制度化がやっぱり不十分ではないかなということを印象として持っておりますので、これは午前中にも柏崎委員の方からございました。私の方からもそういうことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

つは保険業の健全性の維持であり、もう一つは公正な事業運営の確保、この二点かと思っておりました。保険業務に対する国民の期待が大きい中で、経済や国民生活がどんどん変化をする状況の中で、一層しっかりと国民の期待にこの業界がこたえていただくための改正でもあるというふうに思っております。

参入の問題につきましては、先ほどもお答えしましたが、平成四年の答申におきましては相互に参入できるようになりますことが適当であるとされたいたわけであります。そして、昨年六月の報告におきましては段階的という方針が出されました。まず子会社方式による生損保の相互乗り入れを含む保険制度の自由化を進めることが肝要だと、その定着を見きわめた上で段階的に次のレベルに進んでいくべきではないかということでありました。この報告を受け入れて今回の立法をさせていただいているところでございます。そういう意味では、今後の目標という点からいと、先ほど申し上げたように第一段階だと、相互参入に限って申し上げてもそういうことだと認識をいたします。

なお、審議会答申においてもさらに検討が必要とされている支払い保証等の機能を有する安全ネットというふうな問題につきましては、今後とも引き続き審議会等の場も含めて検討をしていく必要があるというふうに考えております。

○白浜一良君 先ほどの質疑でもございましたけれども、今回の改正が第一段階の改正である、ですから第一段階の定着を見て、というふうに先ほど答弁されておりましたけれども、第一段階といふことは、これは後でもう少し具体的に聞きたいと思うんですけれども、例えば業態別の子会社方式で相互参入する、こういう観点に即して言えど、これが定着したその次というのは、この金融の自由化という流れの中で、先ほどからいろいろ議論ございましたが、例えばユニバーサルバンクみたいなイメージとか、よく言われますが持ち株会社方式とか、そういうことを次の姿として予測さ

れているということなんですか。第一段階第一段階と先ほどからよくおっしゃっているんですけれども、次というのはどういうイメージをされています。

○政府委員(西村吉正君) 金融制度改革全般に関する問題でございますので私からお答え申し上げます。平成三年の金融制度調査会の答申では、「金融制度の見直しを行っては、保険業を含めた幅広い相互参入が行われるべきである」との基本的な方向性が示されているわけでござります。

それで、その相互に参入する仕方につきましてはいろいろな議論がございました。委員今御指摘のように、当時、持ち株会社方式というようなやり方だとか、あるいは本体でユニバーサルバンキングというような形でやるとか、いろんな形態が検討されました。結局は、いろいろな要素を総合的に勘案いたしますと、子会社を通じてお互いに参入するという方式が適当であるという結論になつたわけでございます。

したがいまして、今第一段階というふうにこの保険業法の改正で申し上げております意味におきまして、今の段階における最終段階というのは子会社方式という方法による最終段階ということございまして、さらにはその他の方式の問題につきましては議論が重ねられるべきものと考えておる次第でございます。

○白浜一良君 この問題、今はこれ以上やるつもりはございませんけれども、第一段階第一段階と何回もおっしゃっているから、第一段階といふことは次の段階があるということですね。そういう観点で、相互参入というテーマに即しては、それ以上おっしゃれないでしようからこの程度にしておきたいと思います。

次にお伺いしたいのは、保険業団体の自主規制機関化の見送りについてということでお伺いしたけれども、それならわざわざ報告書の中にいんすけれども、たしか昨年六月の保険審議会

報告によりましたら、生命保険協会等の業界団体を法律上の指導調査権限を持つ自主規制機関化すること、こういう内容が盛り込まれているわけですが、ところが、今回の改正案ではこれは見送られたということでございます。いろんな理由がありますが、平成三年の金融制度調査会の答申では、

○政府委員(山口公生君) 自主規制機関を法定化する件につきましては、今いろいろと生命保険協会、損害保険協会等のやっておられることをつぶさに検討いたしまして、それで法定化しなくても特に支障がないという判断をいたしたわけですが、検討されました。結局は、いろいろな要素を総合的に勘案いたしましたと、子会社を通じてお互いに参入するという方式が適当であるという結論になつたわけでございます。

したがいまして、今第一段階というふうにこの保険業法の改正で申し上げております意味におきまして、今の段階における最終段階というのは子会社方式という方法による最終段階ということではございませんけれども、今やっている必要な規制そのものは特段法定化しなくとも十分効果があるというふうに考えたわけでございます。

それからプローカーについても、たしか保険審議会では書かれておったと思うんですが、プローカー自身がまだ一社も存在していないという事態のもとでプローカー協会をイメージするということが、十分な論議を深めるには不十分だという事態がございましたので、それをあわせて法定化しなかつたということでございます。

○白浜一良君 そういうこととなんでしょうけれども、プローカーのことはさておき、具体的に昨年六月の審議会報告でわざわざ指導調査権限を持つ自主規制機関ということが内容の中に盛られていましたが、その立場に立つて今回の法改正がますか、そういう立場に立つて今回の法改正がやつぱり有用でなければならない、メリットがあるというふうにならなきゃならないわけです。金融制度改革の信託、銀行、証券の相互参入のとき集まつていろんなお立場の方がまとめられたわけ

であつてね。
じゃ逆に聞きますけれども、なぜそれぞれの専門的な立場の方がまとまって審議されてこういふ報告書に取りまとめられたんですか。

○政府委員(山口公生君) 自主規制団体というものを法定化して、ある意味では行政的な要綱を加えやつていくことについて、今の時点とどちらそれによって、例えば諸外国の方から何か業界団体同士で行政が本来やるべきことをやるのではないかという危惧の念を強く持たれるというおそれもあるわけでございます。そうしたことと組合勘案して今回見送させていただいたということをごぞいます。

○白浜一良君 これもこれ以上はやめますけれども、わざわざ審議会の報告に盛られているから私は聞いているわけです。なぜかといいまして、ないと自主規制が甘くなるというそういうお考えの方もいらっしゃるわけで、当然そういう視点に立つてこの審議会報告がまとめられていると思うんですね。そういう立場からいと、今いろいろ御説明されておりますが余り私にとっては説得力はない、このように申し上げておきたいと思います。

それから次にお伺いしたいのは、これは私、本会議でも大臣に質問申し上げましたが、契約者といいますか利害者といいますか、一般国民と申しますが、そういう立場に立つて今回の法改正がますか、そういう立場に立つて今回の法改正がやつぱり有用でなければならない、メリットがあるというふうにならなきゃならないわけです。金融制度改革の信託、銀行、証券の相互参入のときもそうございました。いわゆる相互参入といふ面では業態別の子会社方式であればそれをやつたわけですね。あのときもいわゆる利用者にとって有用であります。あと、そういう位置づけも一つはしてやつたわ

けでございます。しかし、なかなか利用者の立場に立つざいます。しかし、なかなか利用者の立場に立つざいます。

てよくなつたと、そういう声をまだ余り聞きませ
んね。

今回の保険業法の改正も、子会社方式の相互参入という観点から申し上げましたら、一般的の利用者、契約者にとってどういうメリットがあるの

ロージャーあるいは相互会社の少数社員権等、契約者側から保険会社の経営をよく見る、あるいはチェックをするということがメリットとしては考えられるのではないか。

ござりますけれども、これはこの御審議をお願いしております保険業法案が、言つてみれば保険業に関する基本法でございますので、基本的な条項を政省令で具体的に具体化していくということです。その数になつておるわけでござります。ほかの類似の基本的な法律に比べましても決して保険業法案の政省令が多いというふうには思つておりませんが、要は、先生が御指摘いただきましたように、実態がどうなのか、あるいは実際どう運用していくかということが非常に大切だ、問題だとい

申ましたら、今回の改正案でどういうことが自由にできることになるのか、そういうことをちょっとと明確に言ってくれますか。

○政府委員(山口公生君) 今思いつくところでちょっとと拾い読みしてみますと、子会社方式による相互参入、それから商品・料率に関する届け出制の導入、生命保険募集人の一社事務制の一部緩和、保険プロマイカー制度の導入などがまず規制緩和としては挙げられるものと思います。

○白浜一良君 まあそれは大綱的な内容ですわね。

ですよ。一部にはあるわけで、そういう意味からいっても、契約者にとってこういうメリットがあるんですよということをひとつ明確に述べていただけますか。

けはされるんですね。これは銀行、証券のときもそうでございましたが、それなりに意義つけはされるんです。実際、実態面で申しましたら、確かに新商品が多様化されて出てくる。まあいいことですね。いいことです。それが国民の側にとって、保険はこれがいいとか悪いとか判断するところには勿ず二つ情報開示も必要ですし、そういう

うことは御指摘のとおりでござります。
法律の精神をどういうふうに実際やっていくのか、それは政省令でもある程度具体化しますが、もっと大切なのは、現実にどういうふうに保険会社が商品開発とかあるいはお客様に対するアプローチをするかということになっていくわけでございます。その点については、今までの保険業界の行っていることが完全に間違つておったと、今までのそういう舌動が全面的に否定されてこの

それで、これは先ほどもちょっとお話をございましたが、いつからそういう子会社なんかができるのかというようなお話をございましたけれども、この法律の改正案の施行は附則で一年以内に政令で決める、こう書いていますね。これは言いくらいもわかりませんが、いつごろから施行されるんでしょうか。大体めどを教えておりますでしょう。今国会で改正案が成立するのは当然でございますし、それぞれの業界もいろいろつもりでございましょうし、年度ということもございま

扶助給付による競争が進んで商品の多様化、新規参入の促進の開発の促進というものがであろうかと思ひます。現在でもP.L.保険などから雇員賃借保険あるいは新しいリスクをカバーする保険のニーズがかなり多く種多様にあらわれてきております。こういった新しいニーズに十分対応できるようにならなければなりません。いくことが望ましいわけでござります。それは、国民の側にとって新たな保険サービスを速やかに受け受けることができるということになるわけでござります。

ならないと知らず、一般的の国民にとつてはなかなかそれは判断しにくいでござります。ですから私、心配で言つてゐるわけで、今四百三十條者にとって利便性のあるように私は期待を申し上げておきたい、このように思います。

それから、何点かちょっと細かいことを伺いたいと思いますが、今回のこの改正案、本則で三百八十八条ある。その中で見ましたら、私もこれ伺つた話なんですが、百八十七の政省令があつて、いわゆる改正法第百四十三、省令改定が三百

法律で新しくなるというものではございませんで、今までも我が国の保険業界は保険契約者たる国民の支持はかなり集めておったんだと私は思つてございます。

ただ、これで満足してはならないのであって、この保険業法の改正に合わせて、もつとお客様的理解をしてもらおう、よく状況を知つてもらうということ、そういう努力をすることによってこの法律の精神が生かされる、また、わざわざ規制緩和した考え方が現実のものとなっていくというふうに考えるわけでございます。その点は、先生から御指摘いただいたような実際の実態面の方が大いにござつて、私はどちらもそう思つておるまゝでござつて、このままではございません。

ざいますし、それぞれの業界もいろいろつもありま
ございましょうし、年度ということもございま
しようし、いろいろそういうつもりもあるから、
一年以内とは書いてございますが、大体いつぐら
いをめどに考えていらっしゃるんですか。

○政府委員(山口公生君) 本法案を成立させてい
ただきました際には、できるだけ早期の実施を目指して政省令の策定作業を進めてまいりたいと思
います。

それで、具体的な施行日につきましては、まだ法
律案が成立しておりませんので言うべきでもございませんが、例えば金融制度改革法では平成四
年六月二十六日に公布されまして、翌平成五年四月一日施行であったことなどを参考にしつつ、検

效ではないかというふうは思っております。
それから、商品の販売ルートの多様化、簡素化
もございます。先ほど御議論ございましたブ
ローカル制度あるいは一社専属制の緩和等、いる

常に政事全般が複雑に絡んでいたからして、先ほどからも御議論ございましたが、実際はここで決められることが非常に多い。

これは、自由化とか規制緩和という現在の時代の流れから見たら、それをどのようにお考えになつておられるんですか、こういう実態自身を。

○白浜一良君 おっしゃるとおりなんですけれども、ただ、この改正案で何となくこういう数字だけを見ると、自由化とか規制緩和とか言ひながら何かまたたくさん政省令の範用ができるなという感じもするわけです。

逆に言うたら、いわゆる自由化という觀点から

第五部 大藏委員會會議錄第九號

それ以上は『れんとぎますわ

次にお伺いしたいのは、先ほどもお伺いしましたが、自由化という一つの今回の理念がございまして、これは選ぶ側、契約者の側の選ぶ自由というか、この拡大を意味しているわけでございます。ところが、競争原理が導入されて非常に激し

となると、どんどんそういう面では契約者にとっていい選択ができるようになるんでしょうけれども、逆に言うと、競争が激しくなって保険会社も経営が大変になるという側面もあるわけです。そして、先ほど峰崎さんの質問でもございましたが、倒産の可能性も念頭に置いているのかという御質問もございまして、そのときに経営の厳しさは当然であるとおっしゃいましたですね。契約者のそういう補償ということに関しては保護基金が設けられるとおっしゃって、ただし契約の削減もあり得るんだとおっしゃいましたですね。たしかに保険部長ですね。

は思うんですけれども、会社が倒産して、その倒産する会社の保険契約だけ新しい会社に全部引き継がれるというパターンになってますけれども、実際はそれを丸ごと抱えてやつていくんでしょう、会社は丸ごと。経営陣が残るというんじゃないですけれども。そういう形態のイメージのも私はするんですが、先ほどおっしゃった契約の削減もあり得るということは、いずれの形態にしろ、いわゆる倒産するような会社の契約を継承する場合、先ほど二つの考え方としては契約の削減もあり得ると、こうおっしゃいました。何かそういう考えていらっしゃることはありますか。

○政府委員(山口公生君) 先ほど契約の削減というものはあり得ると申し上げましたのは、例えば生保で申し上げますと二千億程度の基金を今検討していくいただいておりますが、その範囲内であれば、それは全部救うことはいろんな手立てをやれば可能だと思うのですが、ただ、万が一それを超えた場合はどうするのかという問題があります。そういう場合はやはりその二千億の範

がつてはなりません。そういうことは何も心配は要らないわけでございます。しかし、負担する側の会社の事情もござります。そこにはおのずと限度もありますし、そういうことのバランスをとっているわけでございます。そういうことを先ほど申し上げたわけでございます。いずれにせよ契約をできるだけ救済する、会社を救済するというよりはそういうこと。

思決定としてあり得るわけでございます。
それはいろんな手続を今度の法律にも書かせて
いただいております。そういう自主的な任意の保
険金削減規定というのを置かせていただきており
まして、それでもって会社を倒産しないで、ある
いは会社は倒産するけれども契約は完全にほかの
会社に引き継げるようにな保険契約の契約高を削減
して行うとすることもあり得るわけでございま
す。そうしますと契約が生かされるということが
あるわけでございます。

に見合った資産というものが積み「かってしていくわけ」でございます。その積み上がったものがきちちらと契約高に見合っていれば何も問題はないわけですが、それが目減りしたとかいうことになった場合に問題が生じるわけです。その目減りの度合いが、非常に粗っぽく言えば、それが二千億なら二千億の範囲内であればその契約は全部移転できる、あるいは吸収できるという、とになるわけでござります。子会社化できるということになるわけでございます。それが一千億を越えますと、「一千億じゃ足りない部分がある、そうすると見合った資産がないと、見合った資産がなければ引き受けける会社」というのはまずはないだろうということでお、そこに限界があるという意味で申し上げていいとその不足部分というのはわかりませんものるわけでございます。

けれども、生保の例で業界では二千億ぐらい考へていらっしゃると今おっしゃいましたですね。いらっしゃると今おっしゃいましたですね。それは要するに基金の積み上げででしょう。保険というのは、生保なんかでいうと長期ですわね。保険契約額というのはでかいですわね。そのどの実態の部分をおっしゃるんですか。その二千億以内にいいうのはどの部分をおっしゃっているんですか。

○政府委員(山口公生君) 保険契約を引き受けますと、それで経費の部分を除きますと、それは専門の保険金の支払いに充てられるべき部分として責任準備金という形で積み上げていくわけでござります。したがつて、契約高がありますと、それが

悪化するとためということでしょう。経営が悪くなるということでしょう。だから、その不足分、一定の基準から不足分がこの一千億の範囲内であつたらいと言われるから、その契約額全体に対する一定の基準というのはちゃんとあるんですかということを私は聞いているんですよ。

○政府委員(山口公生君) 今お尋ねの保険金額と要するに責任準備金として保険料を積み上げているものは、保険数理でこれくらいの確率で起きたらこれくらいの資金が必要だということで保険料をもらっているわけです。その比率というのは、例えば三十倍型と十倍型ではもちろん違ってくるのですが、それはあくまで保険数理で計算して保険料をいただいております。それがずっと積み上がっているということをごぞいまして、一定比率があるわけじやございません。あくまで保険数理で、この契約でこうした支払いを条件とした保険契約であればこれくらいの保険料というのが大数の法則で、あるいは生命表から計算ができるわけです。あるいは年定利率から出てくるのです。だから、そういったことから計算されて

は責任準備金という概念がございまして、人って
きた保険料の中で経費分を除いたものはずっと積
み立てていくというものでございます。保険料が
ずっと積み上がってしていくわけでございます。だか
ら、保険金額は何兆円こういうなりますが、それが
積み上がっているわけじゃありません。だから、
もし解約が来たときはそのままお返しすればツー
ペイ、チャラになつてしまふと、こういう考え方
でございます。

○白浜一良君 いやいや、そう言つているのと違
うよ。保険の契約額とこの保険料のいわゆる蓄積
しているのがあるでしょう。要するにこの比率が

いう意味で、契約者というんですか国民の方といふんですか、当然保護されなければなりません。いわゆる、何か具体的にこのことに関連して考えていらっしゃることがございます。

○政府委員(山口公生君) 実は保険の募集に関しているいろいろトラブル等が少なからずあることは承知しております、これはやはり第一線での募集という行為が非常に相手に誤解を招いたりするこれが原因かと思つています。

現在の募取法十六条で募集人の禁止行為ということを規定してございますが、今回御審議をお願いしてございまして法律におきましても、新法の第三百条におきまして引き続き同様の趣旨を規定させていただいておりまして、今後とも保険募集に係るトラブルが発生することのないよう、募集活動の適正化を図るべく保険会社を指導してまいりたいというふうに思つております。

○白浜一良君 今度はまたちょっと違う角度からお伺いしたいんです。私もこれ聞いた話でございまます、競争が激しくなると、変な契約者を顧客に持つとトラブルのし会社の利益にならないから、そういう利益を担保していくためにアメリカなんかでは、あなたは保険に入れない、契約者の選別をされるという保険契約拒否というんですか、そういうケースもあるというふう伺つております。

そういう意味で、一方で値引き合戦なんかもあらり得る、一方ではいわゆる契約拒否なんかも逆にあり得る。そういうトラブルというか事件を引き起こさないためにどのような対策がござります。

○政府委員(山口公生君) 今、先生の御指摘になつた点は大変大事な点でございまして、今回自由化、規制緩和をお願いしてございますが、これは消費者あるいは国民にとってのメリットであればいいわけでございますが、単に保険会社の方で何でもやっていいという自由化、規制緩和では、逆の引き受け拒否等の問題が生じるわけでござい

ます。

したがいまして、そこにはある程度の限界というものがあるわけでございます。先ほど値引きの実績をしておりまして、これはやはり第一線での募集といふ行為が非常に相手に誤解を招いたりするが行われるおそらくこれがございます。このため、消費者保護の観点から、今回の改正におきまして、保険の安定供給というものを社会的役割として果たしていく必要があるわけでございま

す。

その概要としましては、クーリングオフの可能な期間を八日間としまして、例えば契約者を害する可能性が小さい短期の契約など一定の要件に該当する場合には適用除外となること。保険会社は、クーリングオフがあった場合には、申込者に損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求することができないことといった内容のものでござります。

したがいまして、このクーリングオフ制度は、現実に即しまして、消費者の保護のためにきちんと法律に書き込まれていただいたということです。

○白浜一良君 まあそれは意義があると思います。

○白浜一良君 まあそういうことでしようね。関連してですけれども、今回、三百九条でクリーリングオフが法制化されまして、こういうことは実態的にはなされているんでしょうけれども、これがから保険の内容というんですか、いいか悪いかという判断は非常に難しくて、当然全般的ないわゆる情報開示というが必要なんですねけれども、開示されてもわかりにくいという商品の性格があるわけです。

そういう意味で申し上げましたら、いろんな話をしても理解しにくい高齢の方とか、それから判断能力が十分でない方がいらっしゃいますね。そういう方は、当然競争をされるわけだから、どん

せんでしたので、ちょっと概要もあわせて御紹介させていただきますが、保険契約につきまして、募集主体が訪問して販売を行うという形態も少なくないことから、契約者の意思が不明確なまま契約が行われるおそれがございます。このため、消費者保護の観点から、今回の改正におきまして、保険会社に対し保険契約の申し込みをした者または保険契約の申し込みの撤回または解除を行うことができる規定を設けることとさせていただいております。

その概要としましては、クーリングオフの可能な期間を八日間としまして、例えば契約者を害する可能性が小さい短期の契約など一定の要件に該当する場合には適用除外となること。保険会社は、クーリングオフがあった場合には、申込者に損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求することができないことといった内容のものでござります。

したがいまして、このクーリングオフ制度は、現実に即しまして、消費者の保護のためにきちんと法律に書き込まれていただいたということです。

○政府委員(山口公生君) 確かに、保険制度においても契約者の「自己」責任というのが少しづつ求められていく時代に入るかとは思つてございますが、先生がおっしゃいましたように、非常に保険は約款をお読みいただきしてもわかりづらい。非常に分厚いございますし、また、じゃ簡単にはれば正確性を失くと、非常に二律背反的なところもございます。そういった性格のものでござりますので、自己責任だけで片づけていいものかということがござります。しかも、いわゆる社会的弱者と申されますが、そういうたぐいに關して言えば、さらには許容的のことから守つてあげるとかいうことが必要になるわけでございま

す。

○政府委員(山口公生君) 確かに、保険制度においても契約者の「自己」責任というのが少しづつ求められていく時代に入るかとは思つてございますが、先生がおっしゃいましたように、非常に保険は約款をお読みいただきしてもわかりづらい。非常に分厚いございますし、また、じゃ簡単にはれば正確性を失くと、非常に二律背反的なところもございます。そういった性格のものでござりますので、自己責任だけで片づけていいものかということがござります。しかも、いわゆる社会的弱者と申されますが、そういうたぐいに關して言えば、さらには許容的のことから守つてあげるとかいうことが必要になるわけでございま

ばそれまでなんですが、かといって、商品の性格から多少内容的な難しさもあって、そうそうすべてをぱっと判断することが難しい。このリングは一百円です、隣のスーパーで買うたらこれが八十円だった。安いな、大体品質も同じだと、こういう話でしたらわかりやすいですけれども、非常にそぞういう面では難しさがあると思うんですね。そういう面で、そういうことも含めて契約者を守るためにどうか保護するためのいわゆる「自己責任」ということですよね、当然そういうルールを確立していかなきゃならないわけですが、こういうことに関してどのようなお考えをお持ちでいらっしゃいます。

○白浜一良君 それではもう少し具体的な話を伺いたいと思います。これは法律が成立してないので難しいかもわかりませんが、相互通じます。

○政府委員(山口公生君) 参入の見通しです。時期の問題で先ほども少しお話をございましたが、しかし実際ほどの程度の、例えば生保の会社でございましたら生保の会社が損保の子会社を持つ、損保の会社が生保の子会社を持つと。いろいろの意向をお聞きになっているとは思うんですが、どんな見通しですか。わかりませんが、大手の生保の会社は恐らく子会社参入をお考えだらうというふうに思っております。

○政府委員(山口公生君) まだ保険会社から意回をお聞きしておりませんのではつきりわかりませんが、大手の生保の会社は恐らく子会社参入をお考えだらうというふうに思っております。

○白浜一良君 まあそうでしょうね。そういうふうに思っています。

そういう免許の申請のあった子会社というのには、基本的にはもうお認めになるような流れですか。特別何かお考えはありますか。

○政府委員(山口公生君) 子会社もやはり新しい一つの会社でございますので、その設立の際にには、免許要件に合致しているかをよく見て、それで免許を与えるかどうかを判断いたします。

○白浜一良君 それから、それぞれ生保会社が省令で定める生保の子会社を持つことができる、損保も省令で定める損保の子会社を持つると、こういうふうに規定されているわけですね、百六条ですが。この大蔵省令で定める生損保会社というのはどういうふうな会社を意図されているんですか。

○政府委員(山口公生君) この百六条にございます「大蔵省令で定める生命保険会社に限る。」あるいは「損害保険会社に限る。」というのは、確定保険会社を念頭に置いてござります。

○白浜一良君 そうですね。

それならこういうケースはどうですか。例えば生保会社が既存の損保会社を子会社にすると、そういうケースはあり得るんですか。

○政府委員(山口公生君) 子会社方式による生保兼営を認める趣旨は、生損保両事業の競争促進

を通じて事業の効率化を進め、利用者ニーズへの的確な対応を図るということにあるわけござります。したがいまして、競争促進に資するという観点からは、原則として既存会社の買収よりも新規会社の設立の方が競争単位がふえるという意味において望ましいと解されるわけでございます。

既存会社の買収につきましては、それによつて寡占化が助長されるような場合にはその認可について慎重に検討せざるを得ないわけでございます。しかしながら、先ほどございました破綻のおそれのある保険会社を救済するような場合などは、競争単位が減少するのをむしる防ぐという意味におきまして前向きに検討して差し支えないのではないかというふうに考えられるわけでござります。ただ、実際認可するに当たりましては、子会社を設立する保険会社との権衡なども十分踏まえつつ、具体的な事案に即して検討してまいりたいというふうに考えております。

が、実際子会社方式で相互参入をやってみて、いい面もあるでしょうけれども、こういう面がよいかつたけれども、こういう面は悪かったというような、時間の経過がないから難しいかもわかりませんが、だけれども一方でユーバーサルバンク等がいいとか、やっぱり持ち株会社にしていった方がいいとかいう声もちらほら上がっているわけで、そういう観点で何かござりますか、こういう点をかたけれども、こういう点悪かったというよくな。

○政府委員(西村吉正君) 金融制度改革法を議論していただいている段階からこの相互参入の仕方についてはいろんな考え方があつたわけござります。今御指摘のございました、本体で全体の事業ができるといいわゆるユーバーサルバンク方式のような形もあり得ますし、同じように子会社的なやり方をやる場合でも、持ち株会社といたうやり方で横並びの子会社にする方法もございまして、現段階では業態別子会社方式を中心として相互参入をすることがふさわしいという結論に達成いたしましたが、その状況を総合的に勘案いたしまして、現段階では業態別子会社方式を中心として相互参入をすることがふさわしいという結論に達成いたしましたが、その状況を総合的に勘案いたしまして、現段階では業態別子会社方式を中心として相互参入を実行しておる段階でございます。

現段階におきましてこのような方式に特段の支障があるということは伺っておりませんが、しかしながら持ち株会社方式というものにつきましては、我が国におきましては現在、独占禁止法第九条という明確な規定がござりますのでこのようないふべき規制がござりますが、しかし諸外国におきましてはこのようなやり方も可能であるというふうな見解で、我が国においてもそういう方法が検討できないかというような問題提起がなされておることは事実でございます。

金融制度調査会におきましても現在そういう問題をも含めまして議論をしておりますけれども、少なくとも現実の課題いたしましては、現在まで業態別子会社方式による相互参入を推進してお

る途中でござりますので、この方式を中心に入れまいと考えておるところでございます。

○白浜一良君 もう少し伺いますけれども、時間の経過が浅いからその程度のお話しかできないとは思いますが、少なくとも金融制度改革法案の審議の中では、相互参入の形態に関しましては、業態別の子会社方式というのはこれは一段階の形態であって、それからまた新しい方に移行するんだという議論は少なくともなくして、この業態別の子会社方式というのは金融の自由化の一つの制度改革の姿であると、少なくとも金融制度改革法案の審議のときにはそういう結論だったですね、違いますか。

○政府委員(西村吉正君) おっしゃるとおりでございまして、現在実行されております金融制度改革のプロセスにおきましては、この業態別子会社方式という方法で相互参入を果たしていくこうということをございます。もしそれ以上の議論が必要だといいたしますと、改めてまたそのようなことを議論し直すということになろうかと思います。

○白浜一良君 これは答えていくかもわかりませんが、今回は生損保の相互参入ということが保険がなりました。将来的に考えれば、銀行も証券も保険もとていう総合的な形態をいずれ考えていかにやいかぬわけで、保険は保険で相互乗り入れを今回の改正案でやる、証券、銀行の方が先行したこと。それを全体としてどうするかという議論の過程で出てくる問題だというふうに考えていいですかね。

○政府委員(西村吉正君) 平成二年に行われました金融制度改革論議の段階におきましても、銀行、証券、信託そしてこの保険業も含めた幅広い相互参入の問題が当時いろいろな場、いろいろな場と申しますのは金融制度改革調査会であり証券取引審議会であり、あるいは保険審議会であったわけですが、そのような各種の場におきまして金融業、広い意味での金融業全体の相互参入の問題が検討されたわけでございます。

そして、それぞれの場におきまして、相互参入

する場合には業態別子会社方式というものが適当である」という結論に当時達したわけでございまして、今それぞれの分野でその方式によって相互通じるところをござりますので、現段階では、金融業全体としてそのような方式で相

○白浜一良君 それ以上おっしゃりにくいとは思
互に切磋琢磨することを進めていると御理解いた
だきたいと存じます。

うんですけれども、いずれ保険も含めて金融全体の相互参入の問題が出てくるわけで、今の段階での経緯は私はよくわかっていますけれども、今いわゆるユニバーサルバンクとか持ち株会社というのはテーマとしてはばつばつ出てくるわけです。

するしないは別ですよ。するしないは別ですが、もう一度考え直すというか、将来に向けて何がいいのかとと考え直すそういうタイミングじゃないかと思います。私は言っているわけで、それ以上言えませんかね。そのぐらいは言えませんかね。するしないは別ですよ。日本は業種別の子会社で

相互にやった方がいいんだ、そういう結論になるかもわかりませんが、いろいろお声が出ているわけです。過去の金融制度調査会の経緯はわかりますよ。だけれども、これからのこととして考えたら、もしいろんなテーマが上がってくるとすれば、それぞれ金融が先行しました、保険もこれか

らやります、そういう経験を経てその相互の参入を検討する段階じゃないかということを私は申し上げているわけで、それぐらい言えないですか。

○政府委員(西村吉正君) ただいま進めておりま
す業態別子会社方式につきましても、例えば証券
や信託の子会社の分野では業務分野がまだ完全に
開放されていない問題だとか、あるいは保険の問題
に関しましては、保険業と銀行業、証券業の間の
問題はまだ将来の課題として残されておるところ
か、この業態別子会社方式自体につきましてもま
だ今後の課題が残されておって、我々鋭意努力を
していくなければならないわけでございます。
したがつて、現実的な課題としてはまだまだこ
の業態別子会社方式の分野に我々に対する宿題が

たくさん残されておると思っておりますけれども、さらにそこから先の問題としていろいろな議論があることは私どもも承知をしておりますし、今御指摘の持ち株会社方式というものにいろいろな方々が興味を示しておられるというのも事実でございます。現に、金融制度調査会でも近々、約一年間にわたる議論の集約を行うわけでございますが、その中においても、持ち株会社方式というような問題について勉強をしていく必要があるんじゃないかというようなことも指摘されておるところでございます。

○白浜一良君 わかりました。

ちょっとと保険部長に具体的なことを伺いたいん

ですが、親会社と子会社の間のクロスマーケティングですか、これは可能なんでしょうか。

○由選一良君　できるということですね。である
といふうに思いますが、それは違いますか。
やつて、いきたいというふうに思つております。

○政府委員(山口公生君) 今先生がおっしゃった
ようなのを極端な形でやりますと、生損保の兼営
を禁止して、いる意味が全くなくなるわけですが、

ます。同一の会社が単に二つ看板を掲げてやつて
いるというだけのことになります。したがいまし
て、もう一度、会社を二つも持つことは出来ないとい

で、あくまで子会社である以上は独立性というものを一方で要求されますので、クロスマーケティングということを我々としては尊重しつつも、子会社であるという独立性というのも一方で要求していくということになろうかと思います。

○白浜一良君 そう思うんだけれども、その独自性というのが、クロスマーケティングをやれば、それは独自性はないのと違いますか。子会社の営業店がいっぱいできると、営業店というか支店と

いうんですか、それで親会社があると。両方で両方の商品を売れるということであれば、足した数だけそういう店舗があるのと実際は一緒ですものね。そういう形態の中でどこに独立性というものがあるんですか。何をもって独立性とおっしゃりたいんですか。

○政府委員(山口公生君) 例えばの例で申し上げますと、まず経理区分等ははつきりと別にしてもらわなきゃいけませんし、それから会社の意思決定というのももちろん別じゃなきゃいけませんし、いろんな意味で独立した意思決定、独立したそういうた勘定区分等は最低限必要なわけでござります。ただ、営業といいますか募集の面でのそ

ういったクロスマーケティングというのは、できるだけ認めてあげるということは経営資源の有効活用から好ましいことではないかというふうに思つてゐるわけござります。

○白浜一良君 これも実態面でどうなつていきますが、流れを是なきやうにこらへ、ま

常に不安というか、ちょっと紛らわしいなと思われる所以で確認したわけです。

て、保険会社もそういいますが、大きいところを中心に子会社ができて一つの全体的な金融の企業本といふよりはでき上りつていくと思う

で申します。そういう意味で考えましたら、中小の会社と申しますか、そういうところが非常に生きに

くくなるというか逆に言いますと非常に特色を出さないと生き残っていけないというか、そういうことにもなるわけでござります。

そういう面でそれぞれ銀行局長と保険部長にお伺いしますけれども、銀行で言えば信金とか信組だとか第二地銀とか小さなところがありますね。そういうところは取り残されていくような形になると思うんですね、こういう大きな流れの中では、だから、どういう方向が生き残っていく道な

のか。また中小の保険会社で見れば、大手を中心として全体的な金融の企業体が形成されていくこという中で、中小の保険会社というのはどういう経営方針で生き残っていけるのか。何かやっぱり特に色を出さないと生き残っていけないと思うんです。が、特にそういう面でお考えになっていることがございましたら、ちょっとそれぞれからお聞きしたいのですが。

基づいたのが、地域金融機関がその地域において住民への金融服务に尽くすべき分野というものはこれからも残していくと思いますので、いわゆる地域金融機関の役割というものが軽くなっているということは私どもはないと思っております。

金利制度改革をおこなっても、地域金融機関のためには役立つようなことがあり得るのではないかということで、地域金融機関につきましては、限定された分野ではござりますけれども、子会社をつくることなく本体で業務分野を拡大することができるような工夫もなされたところござります。現在、地域金融機関はそれぞれ信託

託業務につきまして本体による参入を逐次行っており、それなりの成果を上げつつあるところでございます。

○政府委員(山口公生君) 保険について申し上げますと、今、地域金融機関のお話がありましたがよつた地域性というのは比較的少ないわけでござります。したがって地域性を發揮して生きていくと、いうのが難しい事情にあるわけでございます。そつしますと、中小の保険会社としましては、その規模の格差がそのまま経営の格差とならないようになれば、やはり商品あるいはサービス、その辺でできるだけ特色のある展開をこれからは考えていく必要があるだらうと思うわけでございます。

するほどの力もないということになりますと、お互いに乗り合いできない中小の生損保の会社が提携を積極的に活用するなどの経営戦略を図つてお客様のニーズに対応していくという、いろんな考慮をこれから出していく必要があるだろうなどいうふうに思うわけでございます。
○白浜一良君 今それをお伺いしましたが、なかなかやっぱり難しいでしょうね、よっぽど頑張らないと。

で一千五百百万、その他の営業所につき一千二百五十五万、あるいは旅行業者一般旅行業者で七千万円と、こんなオーダーでございます。
したがいまして、私どもはこういった例を参考にしながら金額を決めつつ、また一部はこの賠償保険で代替するという姿で考えようかと思っております。

が他の要素も考慮合わせて健全性上問題があるということになりますと、やはり子会社展開については慎重に対応せざるを得ないというふうに思うわけでございます。

ただ、それだけで決定するわけではございません。経営者の経営方針とか人的資源、経営ノウハウ、ウの有無とかいろんな観点ももちろん考え合わせますけれども、ソルベンシーマージンを一つの要素として考えるべきものだとは思っておりま

もう時間が参りましたので、大蔵大臣、いろいろ議論したいことがあつたんですが、もう最後でございましてお伺いしたいんです。

共済がござりますね。これは大蔵省の所管でないものが多いんですが、今回、保険の取り扱いという面で相互参入に伴つていわゆる保護基金という考えが設けられました。当然共済は趣旨が違うといえば違うわけではございますが、共済も、そ

もう時間もなくなつてしまひりまして、あと
ちょっとと何点かポイントだけ伺いたいと思うんで
すが、まず、プローカー制度に関してちょっと
と二点ばかり聞きたいんです。これ保証金を供託
しなきやならないと、このようになつております
が、この金額がばかりかいのかほどほどのものか
によって随分違いますね。プローカーになるかと
いう数が決まってきますのね。この保証金とい
うのは、何か一定の幅で考えていらっしゃるもの
がございましたらお教えいただきたいんですが。
○政府委員山口公生君　今御指摘の保険プロー
カーの保証金の額でござりますけれども、この金
額につきましては、やはり顧客に対する損害賠償
債務の支払いを担保するに十分なものでなきや
いないということがある一方、他方においては、
余りにも高額な保証金を要求しますと参入障壁と

が導入されているんですが、大蔵大臣の承認を受けるたときはその契約の保険金額に応じて保証金の一部を供託しないことができる、こういう規定になっているんですね。この制度を設けられた理由というのは、ブローカーもできるだけやっぱりたくさんできた方がいいという考え方でこういう制度を導入されたかどうか、その辺の目的をお伺いしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 賠償責任保険契約による代替を一部認めさせていただきたいと申し上げている趣旨は、保険ブローカーにとっての負担ができるだけ小さくしながら賠償資力はできるだけ高額にということを考えますと、こういったことを考える方がいいだろうと。また保険仲立人廃業後の保証が可能であるというようなメリットもございます。

○白浜一良君 わかりました。
小川局長、ずっとといっていたいて申しわけございません。質問順番がございまして、申しわけございません。これ一番頭にしたらよかつたんだけれども。
保護基金の問題で、これは各保険会社が積み立てていくんですけど、今のところはいわゆる寄附金扱いになるんですね。ところが、実際は損金扱いにしていただいた方が積み立てという意味では楽だと思いますが。

ういう契約者の保護を図るという面でこのような考え方方といたる大蔵省だけの考え方ではいかないと思いますが、大蔵省としての見解を伺つて質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(武村正義君) 共済は私どもの所管ではありますんが、先ほども議論がございましたように、仲間内でつくつているのが普通でございますから、先ほどお話をあつたように、どんどん一般的に幅広く、百円で組合員なり会員をふやしていくとちょっと別でございますが、そうでなければ仲間内の助け合い運動のようなものでござります。やはり経営の健全性をしつかり確保していただくことが大事ではないか。

仲間内の事業という意味では、本来こういう生

いう非難もあるわけでございます。
したがつて、このような考え方に基づきまして
具体的な金額を定める必要がありますが、今私ども
が研究しておりますのは、外国における例でござ
いますが、外国のブローカーの賠償責任につきま
しては実は保険の形でやっておりまして、賠償
責任保険付保の義務づけをしております。カナダ等
では日本円でいきますと一事故当たり三千七百
万、英國だと一年当たり七千八百万または年間報
酬の三倍のいずれか大きい額、フランスは一事故
かつ一年当たり一億九千万円以上の、これは保険
でござります、これを必ず掛けなさいと、こうう
なっておりります。あるいは国内における他業態の
保証金供託義務は、投資顧問業者が主たる営業所

ただ、じゃ賠償責任保険だけでいいのかといいますと、故意、重過失の場合に保険がおりないというようなことになりますと今度は契約者保護上問題になることがありますので、保証金を原則としまして、一部を代替し得る、こういううえを考へたわけでございます。

○白浜一良君 それから、ソルベンシーマージンでいろいろ午前中から話が出ていますが、一つだけ伺いたいのは、このソルベンシーマージンが非常に低いところはもうこの相互参入を認めないと、そういうお考えも具体的にはござりますか。

○政府委員(山口公生君) 確かにソルベンシーマージンが低い、あるいは傾向的にずっと下がっているというようなことでありますと、そ

あると存じます。

この問題につきましては、拠出が事前の拠出であるか事後の拠出であるか、その組み合わせがどうなるかのようになるか、あるいはその他の細目について検討が進められるものと承知をいたしましたので、それを十分承った上で税制上の扱いについても適切な対応を検討してまいりたいと考えておるところございまして、現状では必ずしも明確な一つのものと性格づけがなされておりませんので、税制上の取り扱いを申し上げやらる段階にないということを御理解いただきたい存じます。

○白浜一良君 小川さん、どうも済みません。時間が限られていますので、大事なお立場でございませんが、

命保険、損害保険のような保護基金は必要ないのではないかと思うわけであります、しかし、非常に会員が広がってきておりますと経営上心配な面も出てまいりますので、ここはそういう相関関係がござりますが、各監督官庁がしっかりと経営指導の責任を全うしていくことが大事だというふうに思ひます。

○池田治君 私は、相互会社について若干お尋ねをしたいと思います。

保険会社の形態には株式会社と相互会社がござります。相互会社は相互扶助を基本とする保険会社に特有の形態であります。特に生保においては大部分が相互会社であろうかと思っておりまます。これは、戦後の法改正に当たりましてマッ

○池田治君 私は、相互会社について若干お尋ねをしたいと思います。	もう時間が参りましたので、大蔵大臣、いろいろ議論したいことがあつたんですが、もう最後でございますのでお伺いしたいんです。 共済がございますね。これは大蔵省の所管でないものが多いんですが、今回、保険の取り扱いという面で相互参入に伴つていわゆる保護基金という考え方が設けられました。当然共済は趣旨が違うといえば違うわけではございますが、共済も、そういう契約者の保護を図るという面でこのような考え方というんですか、保護基金のような考え方の適用を受けるべきじゃないかというふうに私は思っています。これは大蔵省だけの考えではいかないと思いますが、大蔵省としての見解を伺つて質問を終わらたいと思います。
	○國務大臣(武村正義君) 共済は私どもの所管ではありますせんが、先ほども議論がございましたように、仲間内でつづっているのが普通でございますから、先ほどお話があつたように、どんどん一般的に幅広く、百円で組合員なり会員をふやしていくとちょっと別でございますが、そうでなければ仲間内の助け合い運動のようなものでございます。やはり経営の健全性をしつかり確保していただくことが大事ではないか。

カーサー司会部が強力に相互会社を推進したといふこともございまして、現在まで生き長らえていたんだと言われております。

いわゆる実費主義といいますか、その理念に基づく可及的に安い費用での保険保護を提供できるというメリットがあります。

の議論があつたようでござります。

株式会社ですと、少數株主権の保護とか、取締役の責任とか、第三者に対する会社の責任とか、株主代表訴訟とか、利益配当に関する細かい規定とか、いろいろな会社と社員、会社と第三者の間の権利義務の関係が細かく規定されております。しかし、相互会社においてはやもすれば、相互扶助といいますか、相互救済というような目的のた

アメリカにおきましても大手生保の中には相互会社制度をとるものが多いござりますし、したがつて、今後とも相互会社制度はその存在意義を有する必要な制度であると思ひます。が、今回のおきましては、各社の経営上の判断から株式会社への転換を希望する場合にはその道を開く。すなわち、相互会社の

ル場合ノミヲ規定シテ居リマス、組織変更ト致シマシテハ相互カラ株式ニ更ルコトヲ認メテ居リマス、

果たしてできるのか。できにくくとも思いますが、大蔵としてはどういうお考えを持っておられですか、御答弁願いたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 今、先生が昭和十四年の改正時の資料を御披露いただきまして、私ども大変参考になる御議論を御紹介いただきまし

めにこのような規定が若干緩やかなのではないかと思つております。そうして、実際の経営活動に当たつては、両会社とも余り現在は差がなくなつてきただのが実情ではないかと思つております。また、保険事業が激しく発達してまいつたこともありまして、相互会社も巨大化して、その経営動向が経済全体に及ぼす影響力も次第に大きくなつたのが現在だと思つております。

方が株式会社の方よりすぐれているんだといううちはございませんが、相互会社を否定しなければならないという理由もない。どちらを選んでもいいというような考え方で、今回相互会社から株式会社への道も開いたと。あるいは、もちろん株式会社から相互会社への道というのも既にございますが、両方通行にさせていただいたいということです。

無イカト云フコトニナリマスルト、相互会社ガ其ノ経営が行ケナクナッテ、経営がやつていけなくなつてという意味だと思ひますが、経営方行ケナクナッテ、株式ニシナクテハナラナイト云フ場合ガアリト致シマスルト、結果脅本ノ力ニ依ツテ相互会社ノ救済ヲ図ラナクテハナラナイ場合デアラウカト考ヘマス、

確かに相互会社から株式会社への組織変更にこぎきましてはいろんな議論があつたかと思いますが、恐らく当時の議論は、契約を強制移管させとかどうか、つまり契約をどう生かすかということをいろいろ議論していたと思うので、そういう議論がなされていましたとこざいます。そういう観点できつとそういう御答弁をいたしました。昔なされたんではないかなと思うわけでございま

そこで、私は相互会社の存在意義というのではなくて、どうしてこの法案による廃止といふことをやめないので恐らく考えておられるんだろうと思ひますが、どういう理由でこういうことをお考えになつておるんでしようか、お尋ねします。

○池田治君 そこで、株式会社と相互会社との組織変更についてもお尋ねしますが、今回の法案では、保険会社の組織形態について、株式から相互へあるいは相互から株式へとも組織変更ができるようになりましたね。これに対しまして、昭和十九年の保険業法改正のときは、株式会社から相互会社への変更しか規定されていなかつた。それが戦後ずっと続いてきたわけですね。

相互会社が經營に困難ニナツタ場合ニ、株式会社形式ニ依リマシテ、資金ヲ集メルコトガ困難ナルコトハ想像セラレルノミナラズ、寧ロ左様ニナ会社ヲ生ジタ場合ニハ、契約者ニ迷惑ヲ掛けナイヤウニ契約ヲ移転セシメルナリ、管理セシメルナリ、此ノ法律ノ改正ニ依リマシテ、他ニ適當ナ方法ガ考ヘラレテ居リマスカラ、サウヘンフ風ニサシタガ宜シト云フ考ハ持ツテ居ル証

確かに、先生がおっしゃるようなシチュエーションでありますとなかなか株式会社化は難しじゃうというのは私もそう思います。ただ、私どもが今この業法案をお願い申し上げておりますのは、こういった経営難に陥った場合のみに限るものじゃございませんで、どちらかというと株式会社の土台が財産的基礎の確立という意味ではいい面が

○政府委員(山口公生君) 我が国の生命保険会社の過半は保険業法に基づく相互会社制度をとっています。

このときの議事録をとつてみると、山岡萬一助貴族院議員が次のように質問をしております。

デアリマス、
というような政府の答弁でござります。
したがいまして、この議論からいきますと、相

いまして、そちらを選ぶ場合は、決して経営難なくとも、純資産がありましても株式会社化を経営判断として選択することがあり得るだらう、こ

歴史的に見ますと、今先生のおっしゃった戦後の中の歴史の影響が大きいわけでござりますけれども、これは理念的に申し上げますと、相互会社制度が、相互扶助という保険の精神や、安全を見込みで契約時に徴収した保険料を後で契約者に還元するという保険事業の性格に適したものとして保険会社に限って認められているものでござります。また、この相互会社制度には株主が存在いたしません。したがって、株主の配当負担とかそういうものが無いわけでございます。したがって、

このときの議事録をとつてみますと、山岡萬之助貴族院議員が次のように質問をしております。
保険会社ハ、資本関係ヨリモ保険金額関係ヲタク見ルモノデアリマスルカラ、ソコデ合併、組織変更ナゾノ場合ニ於テ外国、殊ニ「アメリカ力」ニ於テハ、此ノ頃相互カラ株式ニ移リ行クコトハ認メナイト云フヤウデアリマス、此ノ率ハ、株式ト相互ト移リ行クコトヲドウ認メナチアリマスカ、政府トシテノ御考ハ、ドウ云フ頗ニ今後ノ運営ニ付テハ重キヲ置イテ居ルノデアリマスカ、
ということで、昭和十四年ごろから株式と相互会社というのを保険会社が取り入れることについて

デアリマス、
というような政府の答弁でござります。
したがいまして、この議論からいきますと、相
互から株式会社への組織変更については認めないと。それはなぜなら、ほかの方法でやりなさい、
契約関係を移転したり管理したりするものをほかの
機関に任せて救済をしたらいいんであって、株式に頼るようなことをしてもとても資本は集まら
ませんよと、こういう政府側の答弁であったよう
に思います。

したがつて、今回はそういうことがないような
改正案になつたわけですけれども、運用につきま
しては、相互から株式への組織変更ということに
に思います。

の議論があつたようでござります。これに対しまして政府委員は、組織ノ変更ニ付キマシテハ、株式カラ相互ニ移ル場合ノミヲ規定シテ居リマス、組織変更ト致シマシテハ相互カラ株式ニ更ルコトヲ認メチ居リマス、

政府ハ、今後相互会社ニ依ツテ保険会社ヲ経営セシムル方針デアルカノヤウニ伝ヘル者ガゴザレ、故ソレナラバ相互カラ株式ニスル場合ノ規定ガ無イカト云フコトニナリマスルト、相互会社ガ其ノ経営を行ケナクナッテ、経営がやつていけなくなつてという意味だと思ひますが、

経営方行ケナクナッテ、株式ニシナクテハナラナイト云フ場合ガアリテ致シマスルト、結局資本ノ力ニ依ツテ相互会社ノ救済ヲ図ラナクテハナラナイ場合デアラウカト考へマス、

相互会社ガ経営ガ困難ニナッタ場合ニ、株式ノ形式ニ依リマシテ、資金ヲ集メルコトガ困難デアルコトハ想像セラレルノミナラズ、寧ロ左様ナ会社ヲ生ジタ場合ニハ、契約者ニ迷惑ヲ掛けナイヤウニ契約ヲ移転セシメルナリ、管理セシメルナリ、此ノ法律ノ改正ニ依リマシテ、他ニ適当ナ方法ガ考へラレテ居リマスカラ、サウシフ風ニサシタガ宜シイト云フ考ハ持ツテ居ル記デアリマス、

というような政府の答弁でござります。

したがいまして、この議論からいきますと、互から株式会社への組織変更については認めないと。それはなぜなら、ほかの方法でやりなさい、契約關係を移転したり管理したりするものをほかの機関に任せて救済をしたらいんであって、株式に頼るようなことをしてもども資本は集まりませんよと、こういう政府側の答弁であったように思います。

したがつて、今回はそういうことがないような改正案になつたわけですけれども、運用につきましては、相互から株式への組織変更ということに

大藏としてはどういうお考をもつておられですか、御答弁願いたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 今、先生が昭和十四年の改正時の資料を御披露いただきまして、私ども大変参考になる御議論を御紹介いただきました。

確かに相互会社から株式会社への組織変更にましましてはいろんな議論があつたかと思ひますが、恐らく当時の議論は、契約を強制移転させとかどうか、つまり契約をどう生かすかということをいろいろ議論していたと思うので、そういうふうでいろんな議論がなされていましたとさういいます。そういう観点できつとそういう御答弁をさせていただきます。そういった観点でございました。昔なされたんではないかなと思うわけでございま

確かに、先生がおっしゃるようなシチュエーションでありますとなかなか株式会社化は難しいというのは私もそう思います。ただ、私どもが今この業法案をお願い申し上げておりますのは、こういった経営難に陥った場合のみに限るものじゃございませんで、どちらかというと株式会社の土台が財産的基礎の確立という意味ではいい面がございまして、そちらを選ぶ場合は、決して経営難ではなくても、純資産がありましても株式会社化をやめてしまう意味で今回組織変更規定を設けさせていただいた。大分時代の背景が違っているようでござります。

そういうことで、大変参考になる御意見を御披露いただきましてありがとうございました。

○池田治君 確かに時代が移りまして、この問題も、保険会社は資本関係よりも保険金額関係重く見るものであるというような質問をしておられますので、資本関係がどう移るかということだけは、念頭に置いていた御質問であり、また政府も

○池田治君 次に、評議員会についてお尋ねします。

評議員会などというのは、相互会社の運営に適時社員の意思を反映させたり、会社運営の公正を図るために経営に関する会社からの諮問を受けたり、また意見を述べたりすることを目的として設置されています。

けで、何ら大した役割も果たしていないという声もあるようですが、最近における会社から評議員会への諮問の状況はどういうものがあるか、各社ごとの開催の頻度、平均して年に何回ぐらい各社は評議員会を開いているかということをおわかりになりますればお教え願いたい。あわせまして、評議員会のあり方、どういう相互会社における位置づけということを大蔵省はお考えになつて、いるかもお聞かせ願います。

○政府委員(山口公生君) 評議員会への諮問の内容あるいは開催の頻度等についてまず申し上げますと、大手の例で申し上げますと、評議員会の開催は年に三回程度行われております。またその際の議題は、経営の基本方針、決算の状況、契約者の懇談会の実施状況などに関するものが中心になっているわけでござります。

先ほど申し上げましたように、業務の内容としましては、いろいろ経営上の重要な事項について審議する、あるいは会社から諸問題を受けた事項も審議する。取締役会へ意見申込を行うなど行っておりますほか、社員総代会に対してもその審議結果の報告を行っております。

いまして通達等によつて適宜指導しているところではございますが、今後とも審議の活発化とその機能の發揮が十分になされるよう引き続き指導してまいりたいというふうに考へております。

○池田治君 最後に、ディスクロージャーについてお尋ねしますが、本法律案は相互会社の経営状況について一般へのディスクロージャーも義務づけられることになります。しかし、どこま

で実効性の高い内容とするかは、保険契約者にとって重大な関心事でありますが、余り期待できないのではないかという声も大であります。なぜなら、法案では、「保険契約者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項、保険会社の業務の遂行上不當な不利益を与えるおそれのある事項及びその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、」公衆にディスクロージャーをしなくてもよいことになってしまっています。

「こういうただし書きといいますか特約条項がござりますと、これはいかにも拡大解釈できるようでございますが、ます「業務の遂行上不當な不利益を与えるおそれのある事項」とはどういうものか。そして「その記載のため過大な費用の負担を要する事項」とはどういうものか。幾らぐらいたが過大で幾らまでは過小だと言われるのか。」これは会社によってそれぞれ違うのではないでしょうか、お尋ねをいたします。

これが最後ですから大臣の御見解をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) まず、事実関係の分を中心にお答え申し上げます。

ディスクロージャーで二つの除外要要素といいま
すか規定をしております。「保険契約者等その他の
の取引者の秘密を害するおそれのある事項」は
ディスクローズしなくてよろしいと。例えはどうう
いうものかといいますと、個別契約者の契約内容
に關する事項、当然といえば当然だと思います
が、そういうものはやらなくていいと。それから
「保険会社の業務の遂行上不当な不利益を与える
おそれのある事項」、例えば新商品の開発の進捗

状況に鑑する事項などが当たるかと思います。
それから、その記載のため過大な費用の負担を避け

する事項」、これは総覧に供するための統計資料、新しい統計をつくるために多大な費用がかかりるというようなものだと思います。ただ、その費用が幾らぐらいかというのは、確かに先生がおっしゃるように各社でまちまちだらうと思うんですね、たゞまだ手つかずの段階で、適切な手立てがなされてゐないところが多いのです。

か、経営者の立場で過敏に半端なことなどして、なかなかいかないかと思うんですが、そういった条件のもとでのディスクローズでござります。

ただ、この条件は銀行法等でも同じでございまして、何もこれがあるからディスクローズを制限的にやつていいというものではありませんございません。今、保険会社は大体銀行など他業態と遙かにないディスクローズをしております。そういうことで今回この法律の規定を置かせていただきましたし、こういったディスクロージャーが前向きに

に保険会社が取り組むよう指導してまいりたいと思います。

くべきは、やはり契約者、利用者へのサービス、保護、こういうことであるべきだと思います。大臣、その点は異論ないと思いますが、いかがですか。

○吉岡吉典君 私は、この提案理由説明それから衆議院以来の論議を聞いていますと、今度の改革のその基本がやはりどうかなという疑問を持たざるを得ないんです。

それは、この保険制度をめぐる経済社会情勢の変化にどう対応するかということに力点が置かれ、そしてそれとの関係での経営の健全性、もちろんそのことは契約者の保護、契約者へのサービス

スということと関係はありますけれども、しかし、それは結果としてそうなるんで、考え方には前提としてそれを貫くという姿勢が弱いような感じがしてなりません。

それはこれから何回か行われるであろう審議を通じていろいろお伺いしていきたいと思いま
けれども、一つこういうのを私いろいろ保険の業者に会って話を聞いている中で感じたのでお笑
え願いたいのです。

もちろんそういう自由化、国際化という経済界の会情勢の変化もあるけれども、実はそれに加えて今までの保険会社の経営の実態というのがこういう改正のもう一つの動機になつてゐるんだということです。これは武村大蔵大臣の衆議院での答弁を見ますと、それでも、「生命保険会社の最近の経営状況は、保険料収入の伸び悩みに加えまして、昨今の株式市場の低下や円高など運用環境の悪化等から、厳しい状況にあると聞いております。」云々と、こう述べられている。確かに状況は私はそうだと感じますけれども、そういう結果、保険会社の経営は大ピンチであり、何らかの手を打たなくちゃならないという状況にあるのかどうなのか。

こういう話も私聞きました。運用利回りが予定利回りよりも大きくなり下がった結果、今の保険をそのまま続けていたら今の保険料ではもう完全にパンクで、もうどうにもならない事態になりかねない、そういうことがもう一つのこの改正の大きな理由になつてているんじゃないかな」というような話を関係者からも聞きましたので、それはどういふ状況にあるのかを含めてお答え願いたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 保険会社の平成六年度の決算につきましては、まだ取りまとめ中でございますのでよくわからないわけでございますが、全般的に申し上げまして、保険料収入の伸び悩みに加えまして株式相場の低下、円高等との運用環境の悪化から厳しい状況にあると聞いております。ただ、各社ともリストラ等事業の効率化に一層努力をしておりまして、事業収益の改善が期待されるわけでございます。長期的にはそういうことでプラスの効果も出てまいりてくると思います。

運用環境に比べて予定利率が高いという問題が確かに現時点においてはございますし、いろいろそいつた团体年金のようなものの料率の交渉も始まっているやに聞いております。そういうたごともこれから保険会社の採算を左右する観点ではありますけれども、先生がおっしゃったような今大変なピンチだということではございませんで、保険会社としても中長期的に経営の安定を図るべく努力しております。

それと今回の法律改正そのものとは直接関係があるわけではございませんで、法律改正は長期的な視点から五十六年ぶりの改正をやらせていただくなれば、規制緩和、健全性、公正な事業運営ということで長期的視点に立って改正をお願いしているわけでございます。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕

○吉岡吉典君 私は大・ピンチだというので不安をあおろうという意団はありませんから、そうではなくということならそれはそれで結構です。

さて、改正の基本を利用者へのサービス、そして契約者の保護ということだけでは十分でないと思うんです。私は特にこの改正に当たって、五十数年ぶりはさつき大臣がお答えになつたような経営の健全性ということだけでは十分でないと思うんです。私は特にこの改正に当たって、五十数年ぶりはさつき言いましたけれども、そうだとすると、私は非常にふえております。

それから、最近の特徴ではございますが、非常に経済状況を反映しまして、個人所得の伸び悩みに経済状況を反映しまして、個人所得の伸び悩みから、解約に関する相談とか保険会社の減配、保険料引き上げに対する相談も増加しております。各地で起こっているいろいろなトラブル、そのト

ラブルの中には自殺者まで出ているという状況であります。そういうトラブルの実情、原因、どうやつらいいのか等も含めていろいろ検討されるべきであるし、どうしてもそれは必要だと思います。そういう広く利用者の意見も聞く等の努力というのは作業を行われたかどうか。そういうのはこの保険審議会の答申に任されて、これを受けての改正ということになっているのか。お答え願います。

○政府委員(山口公生君) 保険をめぐるトラブルあるいは訴訟等が多く発生しているという御指摘におきましては、長期的な視点に立ちまして、先ほど申し上げたような趣旨で改正を行おうとするものでございます。従来からこの保険の募集の段階でのいろんなトラブル等につきましては適切に対応するよう指導してまいりつてきているところでございまして、法律が変わる前におきましても、そういうものをできるだけ起さないようにしていくことが大切だうういうことでもあります。

生命保険協会が生命保険相談所の方で苦情あるいは相談を受け付けておりますけれども、平成五年で七千五百五十七件ございました。また、損害協会の損害保険相談室でも相談や苦情を受け付け、五千八百件ございました。これも全部苦情とかトラブルというわけじゃなくて、相談件数の方がかなり多いわけでございますが、保険に対する関心の高まり、保険商品の多様化から、その保険商品の内容、保険金の支払いなどに關する相談が非常にふえております。

○吉岡吉典君 それは私が次に聞こうと思っていることがあります。たっては保険商品の内容などを十分に説明するよ

う指導してまいっているわけでございます。そ

ういうふうに思つておるわけでございます。

○吉岡吉典君 それは私が次に聞こうと思っている

ことで、解約は契約者に不利だ、損になるんだ

というのが、大蔵省のこれは募取法改正のときの

こと

ども、契約者、保険利用者の声を広く聞いたかど

うかということですけれども、今の答弁だとそう

ます。

○吉岡吉典君 私の質問の中心は、トラブルだけじゃなくて、もちろんトラブルも含めてですけれども、契約者、保険利用者の声を広く聞いたかど

うかということですけれども、今の答弁だとそう

ます。

○吉岡吉典君 私の質問の中心は、トラブルだけ

じゃなくて、もちろんトラブルも含めてですけれども、契約者、保険利用者の声を広く聞いたかど

うか

うかということですけれども、今の答弁だとそう

ます。

○吉岡吉典君 私の質問の中心は、トラブルだけ

じゃなくて、もちろんトラブルも含めてですけれども、契約者、保険利用者の声を広く聞いたかど

うか

うか

うか

ます。

○吉岡吉典君 私の質問の中心は、トラブルだけ

じゃなくて、もちろんトラブルも含めてですけれども、契約者、保険利用者の声を広く聞いたかど

うか

うか

う

す。しかし、現実にはそれが広くやられているん

です。そういう状況も検討した上での改正でなきや実態に合った改正にならないというのが、私がよく調査したかということで言いたい点であるわけですね。

これはある保険会社の社内報ですが、今、我が社にしかこういう有利な結果はないんだよ、この上

私どもとしましては、保険会社に対して、保険募集に当たっては商品内容を十分説明するなど、保険募集が適正に行われるよう教育・指導の徹底を引き続き指導してまいりたいと思っております。

いわけでございまして、その説明を不十分なままやってしまうということは問題があろうというふうに思つわけでございます。

○吉岡吉典君 今の答弁では私は納得できませんけれども、そういうふうにいろいろな問題がある。

そして私は、商品の届け出制の導入について二点

きにリフォーム、乗りかえをそういう言葉で呼んでいるんですが、これを大いにやれと言つて会社の重役がハッパをかけているんですよ、こんなでかい本で。不利になつて現行の募取法でもやつ

知っているのかということが私の質問ですよ。それはお答えにならない。だから、あなたの方はそれには触れたくない、やられていてもね。

いわけございまして、その説明を不十分なまま
やってしまつては問題があらうといふふ
うに思つわけです。○吉岡吉典君 今の答弁では私は納得できません。
けれども、そういうふうにいろいろな問題があ
る。

ちやいかなことになつてゐるのを大いにやれと言つてやつてゐるわけですね。
だから、いろいろなそういう会社の資料を見て
も、今の解約はそういう乗りかえによる解約だと。
そういう乗りかえ競争の激化の中に入り込
なんていうふうなことを盛んに言つて、それで社
内報でそういう契約を結んだ経験交流までやつて
いるんですよ。

いていることであれしますと、他社からとつてくる、これは禁止ですよね。自分の社内の転換、これも、転換するよりはなぜ追加契約を結ぶ方法をとらないのかというふうに、私も保険のことは幾らか内部でタッチしたこともありますから申し上げますけれども、しかしそこに理由があるんだということを私この間聞いて、ああなるほどそうかと思いました。

あなたの方はそういう状況を御存じですか。そういうことを踏まえてどうやるかということは、適切な指導をやっていますということでは済まない問題があるから私は言っているんですが、そういう盛んにやられている状況を御存じですか。

○政府委員(山口公生君) 生命保険会社におきましては、それぞれの時代の消費者ニーズの変化に応じた新商品の開発が行われているわけでございます。こうした中で、保険会社の募集人がお客様に対しまして保障額と保障内容の見直し等を提案することとは通常行われているところであるわけですがござります。

いでいることであれしますと、他社からとっても
る、これは禁止ですよね。自分の社内の転換、こ
れも、転換するよりはなぜ追加契約を結ぶ方法を
とらないのかというふうに、私も保険のこととは幾
らか内部でタッチしたこともありますから申し上
げますけれども、しかしそこに理由があるんだと
いうことを私この間聞いて、ああなるほどそうか
と思いました。

それは、運用利回りが予定利回りよりも大きくな
下がった結果、今の保険料ではもうもたなくなつた
ちゃつたんだと。会社が大変だから、だから社を
挙げて今そういう転換を進めているんだと。そそこ
に保険会社がやっていけるかどうかのかぎがある
ぐらいにそうなっているんだということを、これ
はある幹部に聞きましたけれどもね。そうだと
すると、社内の転換でも、自分の社が結んだもの
でもそれは決して有利なものにならないと。ま
でや、よその会社の契約を破棄させてとつてくる
というふうなものは、これは法律でも禁止してい
ることですよね。

しかししながら、募集に当たりまして契約者に経済的な不利益を説明することなく、すなわち私が先ほど申し上げました不利益になるということを説明しないで既存契約を不適に中途で解約させて新しい契約に加入させる、これがいわゆる乗りかえ行為でございまして、こうしたものは募取法でも禁止されておりまして、そのような行為があつてはならないことは当然だというふうに思ってお

正在にしていることであれしますと、他社からとつてくる、これは禁止ですよね。自分の社内の転換、これも、転換するよりはなぜ追加契約を結ぶ方法をとらないのかというふうに、私も保険のことは幾らか内部でタッチしたこともありますから申し上げますけれども、しかしそこに理由があるんだということを私この間聞いて、ああなるほどそうかと思いました。

それは、運用利回りが予定利回りよりも大きくなつた結果、今の保険料ではもうもたなくなつちゃつたんだと。会社が大変だから、だから社を挙げて今そういう転換を進めているんだと。それに保険会社がやっていけるかどうかのかぎがあるぐらいにそうなつていいんだということを、これ私はある幹部に聞きましたけれどもね。そうだとすると、社内の転換でも、自分の社が結んだものでもそれは決して有利なものにならないと。ましてや、よその会社の契約を破棄させてとつてくるというふうなものは、これは法律でも禁止していることですよ。

そういうふうなことを私は聞きましたけれども、大蔵省としてはそういう点はどうお考えになりますか。

○政府委員山口公生君 募集に当たりましては、そういった場合に契約者に経済的な不利益などをきちんと説明するということは特に大切だと思います。お客さんの方が説明を聞きたい上でそちらを選択されるというなら問題はないと思います。

例えば、団体定期保険の問題ですね。有名な、訴訟にもなった文化シヤッター事件というのがあるんですが、会社が従業員に保険を掛け、そして従業員が亡くなつた、保険金が五千万円出た、遺族には十万円香典を渡しただけだということです。訴訟になつた事件ですけれども、こういう保険というのは私はどこからどう見てもおかしいと思うんです。

だから、そういう商品についてもいろいろな面から当然検討がなされなきやならないし、同時に、この届け出制の導入というよつことはよほど慎重でなきやならないと思いますけれども、今の商品、そんな心配のあるものはないという見解ですか。どうですか。

○政府委員山口公生君(自由化の一につてございまます届け出制の導入ということに関連しまして申し上げますと、届け出制を契約者に混乱のないような形で導入するということで、まず企業の物件を対象に始めるということを考えております。今先生の御指摘になつたような個人を相手にするようなものにつきましては、大蔵省も認可といつ形で一つ一つチェックをしていかなければならぬいだらうというふうに思つてゐるわけでございます。

それから、団体定期保険について、多額の保険金を企業が受け取つたにもかかわらず従業員の遺族にその一部しか支払われなかつたという事例が発生して、それが訴訟になつたということは私ども

では、甲斐金掛料の具体的な内容と保険の内容との間に大きな隔たりがないかを確認し、団体定期保険の本来の趣旨が損なわれることのないよう最大限の注意を払ってまいっているところでござります。

○吉岡吉典君 大臣、常識的にお伺いしたいんですけれども、従業員が亡くなつて五千万円保険金が出た。家族に渡したのは十万円ですよ。一部といえども、五千円の中の十万円なんというのは一部分とさえ言えないと思ひますよ。今の答弁だと、弔慰金制度も検討するところですが、企業が会社の福利厚生に保険金を充てること自体は構わないというふうな、それは今の保険法上どうなつてているかは別として、世間は私は納得できるものではないと思ひますよ。そういう商品が現にあるわけですから、やはり商品は世間の納得を得ないようなものになつてはならないという点で絶えずこれはチェックしていく、そういう努力は必要だというふうに大臣お考えになりませんか。

○國務大臣(武村正義君) 法律全体を改正して、新しい時代に対応し、積極的に国民の御期待にこたえていくことが目的でございます。

幾つか事例をお示しいただきましたが、いずれにしましても、アンフェアなケースが起るようなことがあってはならないという姿勢で、大蔵省もこの法律をお認めいただきますが最善を尽くしていかなければならぬと思っております。

では、甲斐金掛料の具体的な内容と保険の内容との間に大きな隔たりがないかを確認し、団体定期保険の本来の趣旨が損なわれることのないよう最大限の注意を払ってまいっているところでござります。

○吉岡吉典君 大臣、常識的にお伺いしたいんですけれども、従業員が亡くなつて五千万円保険金が出た。家族に渡したのは十万円ですよ。一部といえども、五千円の中の十万円なんというのは一部分とさえ言えないと思ひますよ。今の答弁だと、弔慰金制度も検討するところですが、企業が会社の福利厚生に保険金を充てること自体は構わないというふうな、それは今の保険法上どうなつてているかは別として、世間は私は納得できるものではないと思ひますよ。そういう商品が現にあるわけですから、やはり商品は世間の納得を得ないようなものになつてはならないという点で絶えずこれはチェックしていく、そういう努力は必要だというふうに大臣お考えになりませんか。

○國務大臣(武村正義君) 法律全体を改正して、新しい時代に対応し、積極的に国民の御期待にこたえていくことが目的でございます。

幾つか事例をお示しいただきましたが、いずれにしましても、アンフェアなケースが起るようなことがあってはならないという姿勢で、大蔵省もこの法律をお認めいただきますが最善を尽くしていかなければならぬと思っております。

○吉岡吉典君 私がきょうこじで論議しているのには、個々のケースの解決をどうやるかということではなくて、そういういろいろなトラブルに見らるべきようはもう時間が来ましたから、この次に具体的な論議はやっていきたいと思いますけれども、そういうのはよほど慎重でなくちやならないんではないかという趣旨で申し上げているわけであります。根本的には、商品それ自体にもやはり問題があり、商品の届け出制の導入ですけれども、そういうのをいつ頃からいつ頃に見らるべきようはもう時間が来ましたから、この次に具体的な論議はやっていきたいと思いますけれども、例えば変額保険、これなんかは今全国で三百件も訴訟が起こっている、訴訟と別個に苦情申し込みというのも数百件起きている、こういうふうに言われているわけですね。

私も今、この変額保険で、相続税対策というこ

とで勧められて全財産を失ったという人の相談を持ちかけられているんです。その人は、相続税対策だといってこの保険を掛けたら相続すべきもの

がなくなってしまったと、こういう実態で、それこそこの訴えが書いているように自殺でもしなく

ちゃいかぬかと何回も考えたというのですが、これがどうなったと、こういうのが一件や二件なら別として、訴訟に

いるものだけでも数百件もあって、そういうのは私はその保険の商品にやはり問題があると思

います。

私がさっき解約の問題でも言いましたし、商品

の問題でも言いましたけれども、さっきの团体定期保険にしてもこの変額保険にしても、そういうことにならないと思うんですよね。

トラブルが見られるところには、やはり商品についての突っ込んだ研究の余地があるということぐら

いはせめてお認めにならないと、もうとも国民の間で保険というふうなものは危ないものなん

だということになってしまったと思うんですが、結論として大臣いかがですか。

○政府委員(山口公生君) 今回の法律改正におきまして届け出制等の自由化をやりますが、あくまで個人のものは慎重に対応するということで考え方であります。

○吉岡吉典君 大臣にお聞きしているんです。

○国務大臣(武村正義君) 政府委員の答弁申し上げたとおりであります。

○島袋宗康君 長時間にわたって大変御苦労されましたけれども、いましばらく御辛抱をお願いしたいと思います。

○吉岡吉典君 大臣にお尋ねいたしますけれども、今

回の法案では目的規定を置くこととしておりますけれども、その中で保険業の公共性をうたつております。

○國務大臣(武村正義君) この法案で言う公共性は、一つは、保険は、社会に発生するさまざま

危険に備え、万が一事故が発生した場合には国民の経済生活を保障するという重要な役割を果たしていることであります。いま一つは、公的な保障の補完や被害者の救済といった役割を担っている

ということであります。さらに三点目には、保険商品の販売により資金を受け入れ、資産運用の一貫としてこれらを資金需要者に供給するとい

うことです。以上三点がこの目的規定で言う公共性であると考えております。

○島袋宗康君 法案の第三条において、「生命保険業免許と損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。」というふうな規定がございまして、法案第一百六条で子会社により生損保が相

互参入できることになっているわけでありますけれども、第三条から見ると、基本的には兼営してはならないというふうな考え方が盛られておりま

すけれども、その理由は何でしょうか。生損保それがのリスクに相違があるからか、あるいは子会社形態だと兼営のときに存在するリスクがなく

なるということなのか。そなだとしたら、それはいかなる根拠に基づくのか、お伺いいたします。

○政府委員(山口公生君) 生損保の兼営が禁止されている理由は、生命保険業と損害保険業に

おいて引き受けますリスクや保険期間が違うことから、生損保を兼営することによりまして、損保の短期的かつ巨大なリスクと生保の運用リスク等の問題を生ぜしめまして、生損双方の経営の健全性に影響を及ぼすことが考えられるからでござい

ます。そういうことで兼営禁止をしておるわけですが、生損保のお互いの提携を積極的に活用するなど、経営戦略、あるいはサービスで特色を出すと

いうことで、各社が持ち味を生かして利用者がニーズに対応しながら活躍していくことが期待されるわけでございます。

○島袋宗康君 中小保険会社の参入については、大体この法律が制定されてどれくらいの期間でございます。

○島袋宗康君 会社による相互参入を認めさせていただきたいのは、生損保本体と法人格を別にしまして、それで明確なリスク遮断が可能となるからでございま

す。そういう理由で、子会社形態をとればそのりスケ遮断の観点から兼営禁止の脱法にはならない

ということを考へてございま

す。今回の改正により、子会社をつくることがで

きる中小保険会社はどうなりあるのか。

○島袋宗康君 日本の中小保険会社は、株式市場の低迷による含み益の大額な減少等がございまして、かつてない厳しい経営環境にあると思いま

す。今回改定により、子会社をつくることがで

きる中小保険会社はどうなりあるのか。

○政府委員(山口公生君) 法律をお認めいただきましてその後施行すれば、いつでもその条件

が整ったところから認めていくわけでございませんか。

○島袋宗康君 の希望が出てくるかというのは、まだ私どもよく意見を聴取しておりますので、確認することを

けれども、今申されましたどれくらい子会社展開

す。

○島袋宗康君 生損保の相互参入といつても、生

命保険と損害保険の分野では参入コストに差があ

ると思いま

す。例えば、生保が損保に参入する場合、査定網、再保険網にかかる初期投資のコスト、他業リスク

の大きさ、営業職員の損保商品習熟の困難さ等が

手のみに限られるところを考えられますが、その背景には、中小保険会社は第三分野等に特化すべきとい

う行政の考え方があるのでないかというふうに

思いますが、その点についてお伺いします。

○政府委員(山口公生君) 子会社の形でそれぞれの分野に相互参入するか否かは各保険会社の経営

判断でござりますので、現段階でどれくらいの会

社が子会社を設立するかは不明でござります。ま

して、中小の保険会社でそうした意欲を持たれる

会社がどれくらいあるか、今のところ余り正確な

情報を持つておらないわけでござります。

ただ、なかなか中小の保険会社の場合は難しい

○政府委員(山口公生君) 生損保の相互参入には、御指摘のような初期投資コストがかかるということは事実でございます。

ただ、今先生の例に挙げられたような初期投資コストはいろんなものがあろうかと思います。したがいまして、一概にどちらが有利だということも言えないのではないかというふうに思つております。いずれにせよ、子会社による参入につきましては、それぞれの保険会社がそれぞれ経営判断をなさって、適切に決断をしていただくことだらうと思います。

それに加えまして大切なことは、子会社展開をする前提として、自分の本業である会社自身がしっかりとしたものでなければならないわけでございまして、それが足を引っ張られるような子会社展開でありますと、それはマイナスに働くわけでございます。そういったことも総合的に勘案して決断をされるのではないかというふうに思つております。

○島袋宗康君 子会社設立に当たっては、その資本基準が参入の大好きな壁になると思ひます。多くの保険会社の参入によって競争の促進が図られるならば、結果としては保険契約者の利益につながると思ひますけれども、そうであれば、できるだけ多くの相互参入が行えるように資本基準を下げなければならぬというふうに思ひます。

そこで、中小の保険会社にとっては、複数の会社が共同出資して子会社をつくる方式とか、あるいはまた他業界との共同出資によって子会社をつくるとか、そういうものが当然考えられるわけでありますけれども、こういう手法は認めることができます。なぜかと云ふと、その理由についてはどういう御見解なのか、承りたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 生損保の相互参入に伴う子保険会社も、おのずから保険会社である以上は、設立の最低資本金は親保険会社と同様に十億円と政令で定める予定でございます。それが一点。

二点目は、生損保の相互参入に際しましては、金融制度改革を踏まえ、業態別子会社方式が採用されており、法律上は親保険会社が子保険会社の経営を支配し、きちんと責任を持つて管理する必要がございます。その場合におきましても、子保険会社の過半の株式を所有または取得する必要があるとの観点から、親保険会社が単独で子保険会社の過半の株式を所有または取得する必要があります。その場合におきましても、子会社方式は、本体で行うかわりに子会社を設立してリスク遮断等を行わしめようというものでございますので、親会社と子会社の一体性を確保する必要があるとの観点から、一〇〇%出資の方が望ましいわけでございます。

親保険会社が単独で子保険会社の株式を過半数以上一〇〇%未満所有または取得する場合におきまして、残りの株式を共同出資することにつきましては、親会社と子会社との関係が大変複雑となり、特に、その一部出資者と当該子会社との関係をどう位置づけるなど難しい問題が発生する可能性もあり、独禁法上の見地も踏まえ、具体的状況に即して慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○島袋宗康君 今のお説明によりますと、複数の会社が共同出資してやるということは極めて困難というふうなことで理解してよろしくございますか。

○政府委員(山口公生君) いろいろな難しい問題が特に発生するということで、そういう感触を持つております。

○島袋宗康君 銀行、証券相互乗り入れにおいて論議されましたファイアーオールの内容についてお伺いいたします。

人、物、金すべての面において厳格にファイアーオールを築くとなれば、それにかかる投資コストは莫大なものになると思ひます。仮に、部や支店はもとより、営業拠点レベルまで店舗、要員、機器を分けて配置することになると、中堅以下ではほぼ不可能になると思ひます。

今回の改革は、親子間の経営資源をできるだけ共用し、経営コストを下げる、その成果を価格競争に反映させるということだとすれば、おのずとファイアーオールは限定されたものになるはずであります。こういったものについてどういうふうに考えるのか、お伺いします。

○政府委員(山口公生君) 保険プローカーは、御承知のように、保険会社と契約者との間に立つて、保険契約者がみずからの一层次に最も適した代理店等でやっているのが実情のようでございます。

○島袋宗康君 生損保の第三分野への相互参入については、中小保険会社や外国保険会社の中には三分野への依存度の高い会社が存在すること等を踏まえ、他の分野の規制緩和の進展度合いを見て、代理店等でやっているのが実情のようでございます。

保険商品を選択することを主伝うという役割があ

るわけでございます。現在、我が国の保険販売にあれば、保険プローカーは存在しないわけでございます。こういったものについてどういうふうに考えるのか、お伺いします。

○政府委員(山口公生君) 生損保の相互参入に伴は、いわゆるアームズ・レンジス・ルールと省令委任規定を設けさせていただいております。

省令以下のファイアーオールの内容につきましては、生損保の場合と同じ保険でございますので、銀行、証券の間におけるような利益相反等といた問題は起こりにくいということ、及び親子間の経営資源の有効活用という観点からのクロスマークティングの趣旨を踏まえながら、他方、子会社である以上は親会社からある程度独立していくことが必要だと考えられること、及び生損保の兼営禁止の趣旨も考慮しながら、現在の生損両業界の実態を十分勘案して定めてまいりたいと考えております。

今、先生の御指摘のように、銀行と証券との間のようないいファイアーオールですと、大変に莫大なコストがかかるということもございます。経営資源の有効な活用という観点からも問題が生じますので、そういうものよりは低いファイアーオールにならうかというふうに考えております。

○島袋宗康君 次に、保険プローカー制度についてお伺いします。

保険プローカー制度が導入されることになりますと、この制度の導入によつて国民にはどのような利便の向上が図られるのか。

我が国では、生命保険募集人及び損害保険代理店が全国にきめ細かく展開しており、プローカー制度において複数の保険を紹介することができる、そういう点で国民の利益が図れるというふうに理解してよろしくございます。

○政府委員(山口公生君) これは国民の立場から利益として、企業物件が中心にならうかとは思いますが、販売チャネルの多様化及び販売面での競争促進を通じて利用者利便の向上が期待できるものと想ひます。

保険プローカー制度が導入されることによりまして、企業物件が中心にならうかとは思いますが、販売チャネルの多様化及び販売面での競争促進を通じて利用者利便の向上が期待できるものと想ひます。

○島袋宗康君 これは国民の立場から利益として、企業物件が中心にならうかとは思いますが、販売チャネルの多様化及び販売面での競争促進を通じて利用者利便の向上が期待できるものと想ひます。

○政府委員(山口公生君) 確かに理論的に言うと諸外国の例を見ますと、個人の物件等についてプローカーが活躍しているという話は余り聞きませんで、むしろ今申し上げた企業物件について活躍をしていると、個人物件につきましては、やはり

もので、米国の圧力に屈したとの見方もありますけれども、こうした見方について大臣の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(武村正義君)

第三分野における今後

の生損保の乗り入れにつきましては、審議会の答申におきましても、早い時期に、中小保険会社、

外国保険業者の中に第三分野への依存度の高い会社が存在することなどを踏まえ、所要の激変緩和措置をとることが適当である旨の指摘がされたいたところでございます。

したがって、今回の配慮規定は日米包括協議における保険分野交渉の決着内容に沿うるものとの同時に、今般の保険制度改革についてのこうした提言を出された審議会答申に沿ったものでもあるというふうに御理解を賜りたいと存じます。

○島袋宗康君 今後こういった規制緩和についてどのように進めていくのか、どういうような手法で規制緩和していくのか、そういった点についてもう一遍お伺いします。

○國務大臣(武村正義君) 御指摘の生損保本体の第三分野相互乗り入れにつきましては、経営環境の急激な変化を避けながら、他の分野の規制緩和の進展度合いを見ながら順次進めてまいりたいと考えます。

○島袋宗康君 第三分野については、人口がふえないことにはマーケットの拡大は図れないと思いません。もちろん、普及率が低いという反論もあるでしょうけれども、普及率を今以上に高めるコストとそれから生まれる収益を比べると、果たして経営資源を投する動機が働くかどうか、必ずしも楽観できないんではないかというふうに考えます。

今後、第三分野への新規参入が行われず、現状のまま固定化されることはいかどうか、その辺についてお伺いします。

○政府委員(山口公生君) 一般的に申し上げまして、国民のニーズは非常に多様化、高度化しております。今後ともいわゆる第三分野と言われる傷害・疾病・介護分野におけるマーケット

は拡大するものと思われるわけでございます。傷害保険の収入保険料全体に占める割合で申し上げますと、一九七三年、昭和四十八年でございますが、このとき三・一%にしかすぎなかつたものが、一九九三年、平成五年には二八・二%を占め

るまでに成長しております。

今後につきましては、先生がおっしゃいましたように、人口がふえないことによる影響というものの、これもかなり影響はすると思うのですがございまが、一方、人口の急速な高齢化あるいは核家族化、それから疾病構造の変化というものがございまして、国民の老後生活への不安と関心が高まっている。不安を解消しなきゃいけないということ

で、傷害・疾病・介護分野の商品に対するニーズの多様化も予想されるわけでございます。

現在におきましても、第三分野について配慮規定を置かせていただきましたが、生保、損保それが分野で第三分野でかなりいろいろな新商品の開発を進めておりまして、そのニーズに的確に対応しようとしているわけでございます。

最近はまた新しく、傷害または疾病により就業、つまり働くことに障害が生じて所得が減少してしまったと、その被害、損害を長期にわたり補償する保険、長期障害所得補償保険といったものが発売されるなど新しい商品が出ておりまして、こういった商品が生損保それぞれの分野でいろいろ開発されてくるものというふうに期待しているわけでございます。

○島袋宗康君 終わります。

○委員長(西田吉宏君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会

消費税率の引上げ反対、国民本位の税制改正に関する請願

請願者

広島市安佐北区安佐町あさひが丘

三六 西田正信外三万二千八百九

を図ること。

三、税制改革については広く論議を行い国民の意見を十分に反映すること。その際、不公平な税制のは正と消費税の廃止を含めて検討すること。

紹介議員 林 紀子君

名

国民全體に負担を求める消費税が導入されて、七年目に入った。私たちの調査によると、夫婦・子供一人の四人世帯では一年間に平均で十二万円の会保険料の固定支出に加え、住宅ローンの返済や教育費の増大など固定的消費支出が増え、家計の収支は一層余裕が無くなり、その負担は堪え難いところにきているのが実態である。このような中で、消費税の税率の引上げを行なへばならない。私たち消費者は、現行消費税制が収入の低い層ほど負担率が高くなってしまう強い逆進性の問題から、その廃止を求めてきた。また、現在の消費税の仕組み自体にも、安易な帳簿方式の導入や簡易課税制度と免税点の適用範用等による益税の発生などの問題点があり、改善を図る必要がある。一方、平成五年十月六日に発表された国税庁「民間給与統計実態調査」によつても実質収入は伸び悩んでおり、給与所得者の税負担が重く不公平感が高まっていることも明らかである。私たちは、税負担の公平性の確保が必要であり、その改革の一環として所得税の減税が必要だと考えている。所得税減税の財源については、法人税における各種特例措置の見直し等、不公平税制の是正が優先されるべきであり、行財政改革の推進により歳出面の見直しを図ることが不可欠である。また、高齢化社会を展望した年金問題を含む将来の税制の在り方について、幅広く国民の間で議論を積み重ね、十分時間を持つて、合意形成を進めていくべきである。については、次の措置を採られたい。

一、負担の逆進性を一層強める、消費税の税率引上げは行わないこと。

二、食料品等生活必需品には課税しないこと。現行消費税制が持つてゐる仕組み上の矛盾の改善

平成七年六月六日印刷

平成六年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局